

令和4年度

日野市男女平等行動計画 評価報告書

= 令和3年度施策・事業を評価 =

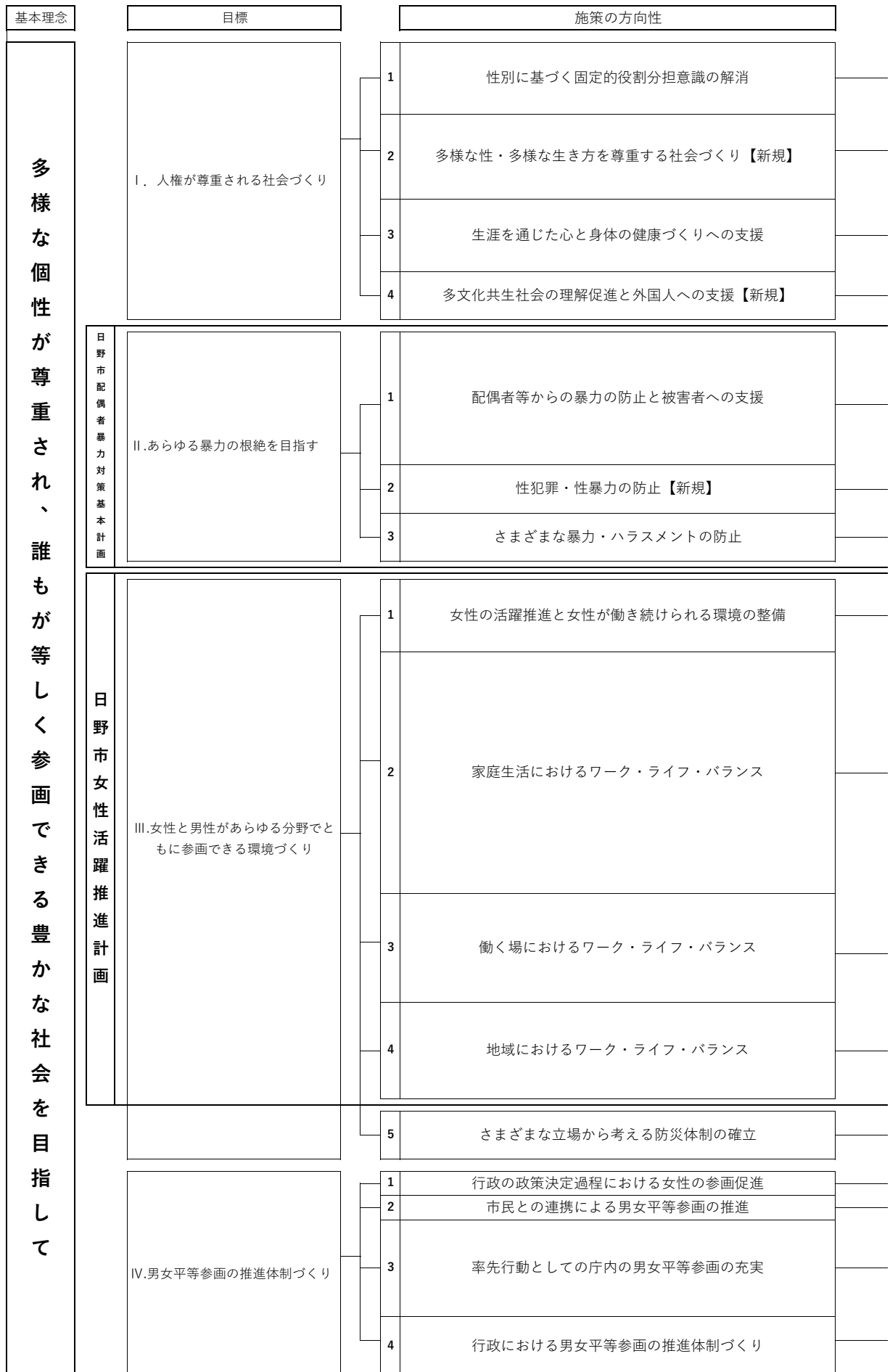
令和4年10月

日野市企画部平和と人権課

目 次

1	計画の体系図	2
2	はじめに	4
3	評価スケジュール	4
4	評価の基本的な考え方	4
5	担当課評価(事業評価)	5
6	本部評価(施策評価)	5
7	市民評価(施策評価)	5
8	担当課評価・本部評価結果	6
9	各施策の評価内容	10

1 計画の体系図



施策（39施策）	
—	1 男女平等意識・人権尊重意識の醸成★
	2 メディア・リテラシー（情報を適切に読み解き・活用する力）の普及と教育
—	1 性の多様性に関する理解促進★【新規】
	2 性的マイノリティへの支援★【新規】
—	1 性の尊重に関する普及啓発
	2 性差医療及び性差に応じた健康支援の実施
—	1 共生社会の実現に向けた取組【新規】
	2 外国人が暮らしやすい社会づくり【新規】
—	1 配偶者等からの暴力（DV）の防止・対応の強化★
	2 配偶者等からの暴力（DV）被害者の安全確保と自立への支援
	3 市の体制整備と連携強化
—	1 性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発の強化★【新規】
	2 被害者への支援【新規】
—	1 暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実
	2 被害者への支援
—	1 ワーク・ライフ・バランスの推進
	2 女性へのライフステージを通じた就業支援
	3 女性の参画推進による農業活性化
—	1 家庭における男女の役割分担意識の改善
	2 貧困の防止と生活困窮者への支援
—	3 子育て支援施策の充実★
	4 ひとり親家庭への支援
	5 障害者・高齢者・介護者への支援【新規】
—	1 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ★
	2 雇用における男女平等参画の推進
	3 事業所等における意思決定過程への女性参画促進
—	1 子育てや介護を地域で支える仕組みづくり
	2 地域における意思決定過程への男女双方の参画の推進
	3 男性高齢者の社会参加の促進
—	1 防災対策における男女平等参画推進
	2 多様な視点を取り入れた防災対策の推進【新規】
—	1 委員会などにおける男女比率の適正化の推進
	1 市民・事業者等との連携
—	1 男女平等に関する職員研修の充実
	2 男女が対等に働く職場づくり
	3 ハラスメント相談及び防止体制の充実
	4 職場のワーク・ライフ・バランスの推進
—	1 男女平等推進センターの機能の充実
	2 庁内推進体制の充実

2 はじめに

第4次日野市男女平等行動計画(以下、「行動計画」という)は、「人権が尊重される社会づくり」、「あらゆる暴力の根絶を目指す」、「女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり」、「男女平等参画の推進体制づくり」の4つの目標について、市民・事業者・市が協働して推進していくための計画で、具体的に、39施策、79事業を実施するものです。令和3年度から令和7年度を計画期間としています。

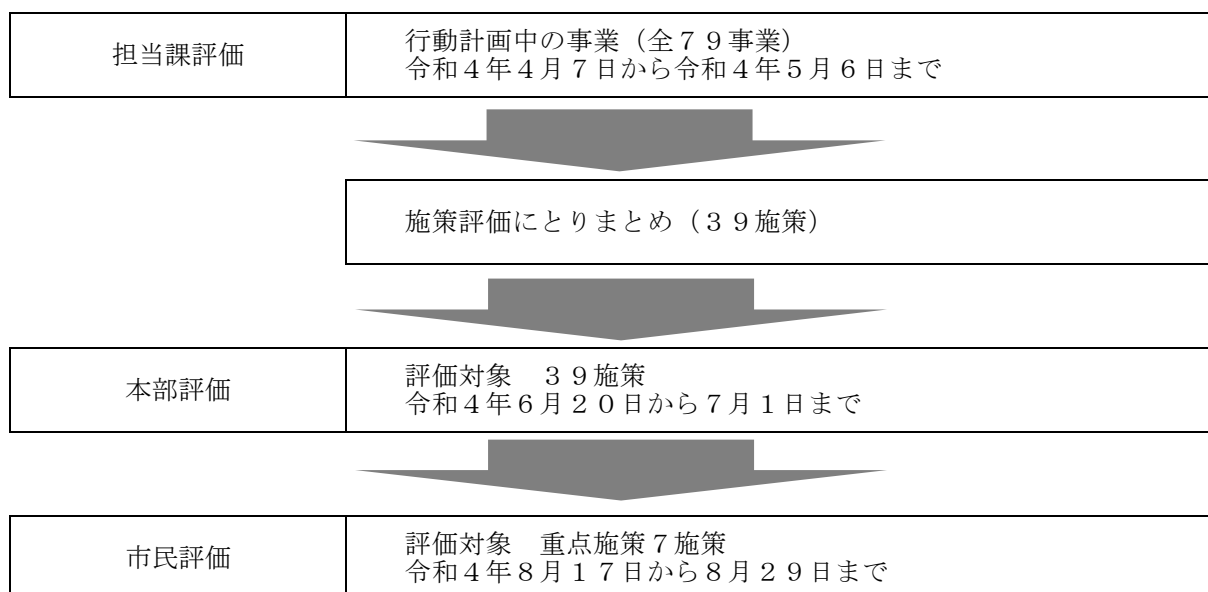
計画に盛り込まれている各課が行う事業(79事業)については、担当課が評価を行い、担当課評価結果をもとに、施策(39施策)について本部評価を実施、さらに担当課評価及び本部評価結果をもとに、重点施策(7施策)について市民評価を実施しました。

このたび、令和3年度施策・事業の市民評価結果がまとまりましたので、その内容について報告いたします。

3 評価スケジュール

評価のスケジュールは下図のとおり。

行動計画に記載されている79事業に対して担当課による自己評価(担当課評価)を行い、本部評価にて39施策にとりまとめて評価し、その結果をもとに、市民評価を実施した。



4 評価の基本的な考え方

(1) 評価の基本的な考え方

- ① 各担当課の事業執行により、男女平等、男女共同参画がどれだけ推進されたのか。
- ② 目標達成のため、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルをしっかりと回す事業展開がなされているか。

(2) 評価点

以下のとおり、5段階で評価する。

- ① 「大いに達成できた」…5
- ② 「やや達成できた」…4
- ③ 「どちらともいえない」…3
- ④ 「やや達成できなかった」…2
- ⑤ 「達成できなかった」…1

5 担当課評価（事業評価）

- (1) 評価期間 令和4年4月7日から令和4年5月6日まで
- (2) 評価対象事業及び対象課
 - *対象事業 79事業
 - *評価担当課 20部署+関連部署
- (3) 評価方法 評価シートを各課へ電子データ送信。
各事業の達成状況を5段階で評価し、評価の理由を記入。
- (4) 評価結果 6ページから61ページ参照。

6 本部評価（施策評価）

- (1) 評価期間 令和4年6月20日から令和4年7月1日まで
- (2) 評価対象施策 39施策
- (3) 評価方法 評価シートを本部評価委員へ電子データ送信。
担当課評価をもとに、各施策の達成状況を5段階で評価し、重点施策（7施策）のみ評価コメントを記入。
- (4) 評価結果 6ページから61ページを参照。
- (5) 本部評価委員名簿

企画部長	高橋 登
総務部長	竹村 朗
子育て課長	飯倉 直子
発達・教育支援課長	萩原 美和子
平和と人権課長	仲田 裕子

7 市民評価（施策評価）

- (1) 市民評価委員会実施日 令和4年8月17日から8月29日まで
- (2) 評価対象施策 重点施策7施策
- (3) 評価方法 担当課評価及び本部評価結果をもとに、評価コメントを記入。
- (4) 評価結果 11ページ、15ページ、17ページ、23ページ、27ページ、39ページ、45ページを参照。

(6) 市民評価委員名簿

会長	寺田 征也
副会長	田中 ひとみ
	林 和彦
	橋本 恭子
	野原 洋

※市民評価委員会は、日野市男女平等推進委員会委員の中から、市長が選任する6名以内の者をもって構成されています。（日野市男女平等行動計画市民評価委員会設置要綱 第3条）

8 担当課評価・本部評価結果

令和3年度 第4次男女平等行動計画 担当課及び本部評価 評価点一覧

目標Ⅰ 人権が尊重される社会づくり

目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶を目指す

★は重点施策

施策の評価						事業の評価							
施策No.	施策名	本部評価点					事業No.	事業名	担当課評価点				
		3年度	4	5	6	7			3年度	4	5	6	7
I-1-1★	男女平等意識・人権尊重意識の醸成	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1	保育士・教職員などへの男女平等意識の啓発	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0
							2	学校現場における男女平等教育の推進	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							3	家庭・地域・職場での男女平等意識の啓発	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							4	男女平等に関する情報提供の充実化	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
I-1-2	メディア・リテラシー（情報を適切に読み解き・活用する力）の普及と教育	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	5	市発行物における男女平等に関する表現指針の徹底	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0
							6	メディア・リテラシーの育成	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0
I-2-1★	性の多様性に関する理解促進【新規】	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7	性的マイノリティの理解促進に向けた教育の推進と職員研修の実施(新規)	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							8	性的マイノリティ理解促進の情報提供や啓発事業(新規)	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
I-2-2★	性的マイノリティへの支援【新規】	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9	交流スペースの設置(新規)	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							10	相談事業の周知(新規)	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							11	パートナーシップ制度(仮称)等の導入に向けた取組(新規)	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
I-3-1	性の尊重に関する普及啓発	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12	からだと性に関する正確な情報提供	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							13	性と生殖に関する健康と権利についての情報提供	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
I-3-2	性差医療及び性差に応じた健康支援の実施	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14	女性特有の心や身体の健康支援	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
I-4-1	共生社会の実現に向けた取組【新規】	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15	多文化理解に関する啓発、国際交流支援(新規)	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
I-4-2	外国人が暮らしやすい社会づくり【新規】	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16	多言語による情報提供及び相談体制の充実(新規)	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
II-1-1★	配偶者等からの暴力(DV)の防止・対応の強化	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	17	DVの未然防止と早期発見のための啓発	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							18	児童虐待への対応と防止に関する取組(新規)	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							19	一人ひとりの状況に応じた相談の実施	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0
II-1-2	配偶者等からの暴力(DV)被害者の安全確保と自立への支援	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	20	被害者の安全確保に向けた支援	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0
							21	被害者の回復(自立)支援	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
II-1-3	市の体制整備と連携強化	4.6	0.0	0.0	0.0	0.0	22	情報管理の徹底	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							23	DV対応マニュアルの見直しと活用	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0
							24	関連窓口を含む職員等の研修の実施	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							25	各種関連窓口間の連携強化	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
II-2-1★	性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発の強化【新規】	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	26	若年層に向けた意識啓発(新規)	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							27	学校等における教育や啓発の内容の充実(新規)	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0
II-2-2	被害者への支援【新規】	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	28	関係機関との連携による被害者支援(新規)	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							29	相談窓口等の周知と情報提供(新規)	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0
II-3-1	暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	30	セクハラ・パワハラ等に関する啓発と情報提供	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							31	男女平等を阻む暴力や人権侵害に関する啓発、学校等における教育の実施	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
II-3-2	被害者への支援	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	32	被害者に対する相談の実施	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0

令和3年度 第4次男女平等行動計画 担当課及び本部評価 評価点一覧
 目標Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり

★は重点施策

施策の評価							事業の評価						
施策No.	施策名	本部評価点					事業No.	事業名	担当課評価点				
		3年度	4	5	6	7			3年度	4	5	6	7
Ⅲ-1-1	ワーク・ライフ・バランスの推進	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	33	ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-1-2	女性へのライフステージを通じた就業支援	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	34	女性の就職支援及びキャリア相談の実施	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							35	女性の再就職及び創業支援	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-1-3	女性の参画推進による農業活性化	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	36	女性の視点を生かした農業活性化への支援	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-2-1	家庭における男女の役割分担意識の改善	4.1	0.0	0.0	0.0	0.0	37	ママ・パパへの妊娠・出産・育児支援	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							38	子育てサークル・子育てひろば・保育園行事等への参加促進	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							39	文化、スポーツ、レクリエーション活動等を通じた男性の子育て参加促進	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							40	男女がともに育児や介護を担う意識づくりのための啓発と情報提供	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-2-2	貧困の防止と生活困窮者への支援	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	41	生活相談の実施	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							42	経済支援の実施	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0
							43	就業及び職業キャリアの形成に向けた情報提供	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-2-3★	子育て支援施策の充実	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	44	待機児童の解消	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							45	多様なニーズに対応した制度の充実	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0
							46	障害児に対する子育て支援(新規)	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-2-4	ひとり親家庭への支援	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	47	ひとり親家庭への相談体制の充実	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							48	ひとり親家庭への情報提供	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							49	ひとり親家庭の生活・自立支援	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-2-5	障害者・高齢者・介護者への支援【新規】	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50	差別解消に向けた事業者等への啓発(新規)	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							51	高齢者就労支援の推進(新規)	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							52	多様な介護サービス、介護保険外サービスの実施	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-3-1★	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	53	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0
							54	ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							55	ワーク・ライフ・バランス推進のための事業及び助成制度に関する情報提供	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-3-2	雇用における男女平等参画の推進	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	56	雇用における男女平等推進のための情報提供と啓発	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							57	労働に関する相談と情報提供	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-3-3	事業所等における意思決定過程への女性参画促進	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	58	事業所等における意思決定過程への女性の参画推進に関する情報収集・提供	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-4-1	子育てや介護を地域で支える仕組みづくり	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	59	子育てや介護を地域で支える拠点の充実	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0
							60	地域の人材を活用した子育て・介護支援	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							61	子育て・介護情報の提供	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-4-2	地域における意思決定過程への男女双方の参画の推進	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	62	あらゆる分野の意思決定における男女双方の参画の啓発	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-4-3	男性高齢者の社会参加の促進	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	63	男性高齢者の閉じこもり防止促進	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							64	男性高齢者の健康づくり事業への参加促進	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-5-1	防災対策における男女平等参画推進	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	65	防災分野の意思決定への女性の参画拡大	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-5-2	多様な視点を取り入れた防災対策の推進【新規】	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66	女性の視点や障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等へ配慮した取組(新規)	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0

令和3年度 第4次男女平等行動計画 担当課及び本部評価 評価点一覧
 目標IV 男女平等参画の推進体制づくり

★は重点施策

施策の評価						事業の評価							
施策No.	施策名	本部評価点					事業No.	事業名	担当課評価点				
		3年度	4	5	6	7			3年度	4	5	6	7
IV-1-1	委員会などにおける男女比率の適正化の推進	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	67	審議会・委員会における女性委員登用率の向上	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							68	女性が参加しやすい環境整備	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
IV-2-1	市民・事業者等との連携	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	69	男女平等参画の視点を持った市民団体・事業者等との協働事業の実施	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							70	市民団体等への男女平等参画に関する学習機会と交流の場の提供	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
IV-3-1	男女平等に関する職員研修の充実	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	71	男女平等の理解を深める研修の実施	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0
IV-3-2	男女が対等に働く職場づくり	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	72	昇任選考の受験促進	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							73	庁内のあらゆる分野における女性職員の活躍推進	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
IV-3-3	ハラスメント相談及び防止体制の充実	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	74	相談及び防止体制の充実	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
IV-3-4	職場のワーク・ライフ・バランスの推進	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	75	育児・介護がしやすい職場環境の整備	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							76	定時で業務が終了する職場づくり	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
IV-4-1	男女平等推進センターの機能の充実	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	77	男女平等推進に関する情報提供の充実化	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							78	苦情処理相談窓口の設置	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0
IV-4-2	庁内推進体制の充実	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	79	行政推進本部の運営(新規)	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0



I-1-1 ★重点施策	男女平等意識・人権尊重意識の醸成	担当課	学校課・中央公民館・子育て課・保育課・平和と人権課
-------------	------------------	-----	---------------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 I 人権が尊重される社会づくり
 施策の方向性 1 性別に基づく固定的役割分担意識の解消

- ◇ 男女とも一人ひとりが、自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進するための教育、及び広報・啓発活動を実施します。
 ◇ 家庭、学校、地域や職場などにおける男女平等・人権尊重のさらなる意識づけをめざし、学習機会(研修など各種講座、情報誌やホームページを活用した情報提供等)を充実します。また、性自認・性的指向を理由として困難な状況に置かれることのないよう、誰もが多様性を認める意識づくりを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
1	保育士・教職員などへの男女平等意識の啓発	学校課・子育て課・保育課	子どもの保育や育成に携わる保育士などに研修等による男女平等意識の普及・啓発を図る。 教職員を対象として、東京都教育委員会が作成した人材教育プログラムに基づいた研修を実施し、人権意識を高める。	・東京都教育委員会が作成した人材教育プログラムに基づいた研修を実施する。 ・学童会議等における職員への啓発を回数・内容とも推進する。 ・園毎の職員会議などで意識の確認 1回以上/年	・東京都教育委員会が作成した人材教育プログラムに基づいた研修を実施する。 ・男女平等意識・人権尊重意識の醸成に特化した職員研修等に取り組む。 ・園毎の職員会議などで意識の確認 1回以上/年	・東京都教育委員会が作成した人材教育プログラムに基づいた研修を実施する。 ・男女平等意識・人権尊重意識の醸成に特化した職員研修等に取り組む。 ・園毎の職員会議などで意識の確認 1回以上/年	・東京都教育委員会が作成した人材教育プログラムに基づいた研修を実施する。 ・保育士・教職員などの男女平等意識が高まっている。 ・園毎の職員会議などで意識の確認 1回以上/年	・東京都教育委員会が作成した人材教育プログラムに基づいた研修を実施する。 ・保育士・教職員などの男女平等意識が高まっている。 ・園毎の職員会議などで意識の確認 1回以上/年	4.3					
2	学校現場における男女平等教育の推進	学校課	学校生活において、人権尊重を基盤とした教育活動を通して、男女の固定的役割分担による偏りをなくし、男女平等の意識を高める。	学校生活における男女の固定的な役割分担は見当たらない。新たな課題が明らかになったときは迅速に解決策を検討し課題を解消する。	学校生活における男女の固定的な役割分担は見当たらない。新たな課題が明らかになったときは迅速に解決策を検討し課題を解消する。	学校生活における男女の固定的な役割分担は見当たらない。新たな課題が明らかになったときは迅速に解決策を検討し課題を解消する。	学校生活における男女の固定的な役割分担は見当たらない。新たな課題が明らかになったときは迅速に解決策を検討し課題を解消する。	学校生活における男女の固定的な役割分担は見当たらない。新たな課題が明らかになったときは迅速に解決策を検討し課題を解消する。	5.0					
3	家庭・地域・職場での男女平等意識の啓発	中央公民館・平和と人権課	男女平等参画に関する情報を収集し市民へ提供する。性差別、性別に基づく固定的役割分担意識及び偏見などを解消し、一人ひとりが男女平等に関する認識を深めるための講座など、学習の機会を提供する。	・LGBT講座を年1回以上実施 ・人権に関する講座の検討・実施 ・男女共同参画に関する情報をチラシやホームページを活用して提供する。 ・市民向け講座等を展開し学習の機会を維持する。	・LGBT講座を年1回以上実施 ・人権に関する講座の検討・実施 ・男女共同参画に関する情報をチラシやホームページを活用して提供する。 ・市民向け講座等を展開し学習の機会を維持する。	・LGBT講座を年1回以上実施 ・人権に関する講座の検討・実施 ・男女共同参画に関する情報をチラシやホームページを活用して提供する。 ・市民向け講座等を展開し学習の機会を維持する。	・LGBT講座を年1回以上実施 ・人権に関する講座の検討・実施 ・男女共同参画に関する情報をチラシやホームページを活用して提供する。 ・市民向け講座等を展開し学習の機会を維持する。	・各種講座の実施により、学習の機会を提供し、市民の男女平等意識や人権意識が高まっている。 ・男女共同参画に関する情報が提供されている。 ・学習の機会がある。	4.0					
4	男女平等に関する情報提供の充実化	平和と人権課	情報紙(男女平等推進センターだより)を発行や、男女平等推進センターのホームページを活用した情報提供を行う。男女平等に関する国際規範・基準に関する情報提供を行う。市民貸出し用の男女平等推進センターの図書・視聴覚教材などの充実を図る。	男女平等推進センターとして、情報誌・ホームページ・貸出図書等を最新・有益な情報展開できるように務める	男女平等推進センターとして、情報誌・ホームページ・貸出図書等を最新・有益な情報展開できるように務める	男女平等推進センターとして、情報誌・ホームページ・貸出図書等を最新・有益な情報展開できるように務める	男女平等推進センターとして、情報誌・ホームページ・貸出図書等を最新・有益な情報展開できるように務める	男女平等推進センターとして、情報誌・ホームページ・貸出図書等を最新・有益な情報展開できるように務める	4.0					

I-1-1 ★重点施策	男女平等意識・人権尊重意識の醸成	担当課	学校課・中央公民館・子育て課・保育課・平和と人権課
-------------	------------------	-----	---------------------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
1	学校課 東京都教育委員会が作成した人権教育プログラムに基づいて、各学校で研修を実施した。	学校課	学校課
	子育て課 学童クラブ職員に対し、職員間での関係では相手を尊重すること、児童育成においては子ども達一人ひとりの人権を尊重することの大切さについて任用説明会や学童会議等で啓発を図った。	子育て課	子育て課
	保育課 職員会議で意識の確認を実施(男女で分けられない保育、「～さん」と呼ぶ、「男(女)の子なのにな～」などと言わない)	保育課	保育課
2	学校課 学校生活における男女の固定的な役割分担は見当たらなかった。	学校課	学校課
3	中央公民館 人権に関してはハンセン病問題の講座を開催し、ドキュメンタリー映画を見た後、参加者でグループディスカッションを行った。参加者の中には教育関係の方も多く、教育現場でも人権問題に対する関心の高さが垣間見られた。現実を知らない参加者にとって理解を深める場を提供することができた。	中央公民館	中央公民館
	平和と人権課 男女共同参画週間パネル展(R3.6.15～6.29)、STOP The DV パネル展(R3.11.12～11.25)、人権週間パネル展(R3.12.4～12.10)の実施。 中学校対象デートDVに関する出張講座や、女性の再就職支援講座など各種市民向け講座を実施できた。	平和と人権課	平和と人権課 ハンセン病問題についての認識や歴史を知らない若い世代をターゲットとした情報発信の在り方と理解の促進。 社会情勢等を踏まえた講座の開催方法・日時・内容の検討を行う。
4	平和と人権課 男女平等センター情報誌「ふらっとだより」を発行した。男女平等推進センター内図書コーナーの蔵書を増やした。また、国や都の情報をホームページで発信した。	平和と人権課	平和と人権課 情報誌紙面の充実及び蔵書の選定。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.3
4年度	
5年度	
6年度	
7年度	



本部評価委員 コメント

<ul style="list-style-type: none"> ・子供のころからの学びや体験を通して考え方が定着するので、教育環境の重要性は高い。子供たちがしっかり学んでいけるように、教師などの学習環境の周囲にいる大人に対して研修や講座を実施し、男女平等意識・人権意識の醸成をしてもらいたい。 ・講演会、パネル展、フォーラム、男女平等推進センターの事業等を通し、男女平等意識を啓発することは大変難しいが、重要な事業である。市民に身近に感じられる題材を用いることで、多くの市民が参加したくなるように啓発する方法を今後も検討してほしい。 ・回復傾向にあるもの、コロナ禍の状況もあり、展開の仕方には今後も一層の工夫が求められる時代になってきている。しかし、男女平等意識の定着に向けての啓発活動を維持していくことは重要なので、開催方法や項目を検討しながら、取組の幅や枠を広げていただきたい。 ・男女平等意識を市民が情報に触れやすい・親しみやすい環境づくりを目指して、なるべく様々な手段で工夫を続けていただきたい。 ・市民や職員に向けて男女平等意識の醸成を進めるためには、地道だが繰り返し事業を展開することによる積み重ねが大切である。引き続き事業の継続をしていただきたい。

5.施策の評価(市民評価)

市民評価委員 コメント

<ul style="list-style-type: none"> ・(No.1)人権教育プログラムの研修は大事だと思いますが、「各学校で研修を実施」というのは、どのような学校(小学校、中学校、高校?)なのか、「各学校」というのは「市内全校」なのか、研修を受けたのは「一部教員」なのか「全教員」なのか、もう少し具体的な記載を心がけていただきたい。また、研修を受けた後、実際の授業にどのように反映させ、どのような効果があったのか、一歩踏み込んだ報告が必要ではないか。 ・(No.2)「学校生活における男女の固定的な役割分担は見当たらなかった」というが、具体的な根拠を上げていただかないと、どのように評価すべきか判断が難しい。 ・(No.3)「男女平等意識・人権尊重意識の醸成」という目標を考えると、男女平等の視点による評価も必要ではないか。 ・(No.1)学童会議等における職員への啓発について、回数状況が不明だと思えます。 ・(No.4)男女平等・人権の広報・啓発に関して、ホームページの活用方法に改善の余地があると思えます。ホームページPC版はトップページのメニューバーが常に表示されていたので「くらし・手続き」→「人権・男女平等・多様な性」へ探しながら移行できましたが、スマホ版ではボタンを押さなければメニューバーが表示されず「人権・男女平等・多様な性」のページを探すのが困難でした。男女平等意識と人権尊重意識を醸成するために、必要な人に限らずに市民が誰でも目に留まりやすいデザインで情報提供するように工夫して、さらにホームページを充実させることは必須だと思います。 ・学校課や子育て課における職員への研修会・啓発活動等は意味のあるものだと思うが、その成果を実感することは難しい。アンコンシャスバイアスは根強いものであるため、今後より工夫した職員への啓発を期待する。 ・1-1-1の重点施策には「家庭」の文字もある。子どもにとって保護者の影響は絶大であるため、平和と人権課以外でも、例えば学校課や子育て課で、家庭教育学級のようなもので保護者に対する啓発活動を行うことを考えていただきたい。 ・中央公民館の催しに対して、若い世代の参加が少ないとあるが、若い世代を取り込む催しの開催方法や開催場所の工夫を期待したい。 ・人権意識の醸成という課題は普遍的なものであり、それゆえ日野市特有の取組は実施しにくいものと思われます。その意味では、既存の有用な教材や資料(動画を含む)に関する情報提供などに留めてしまっても良いように思われます。 ・全体的にどういった施策をしたかは理解できますが、それをどう評価したかという視点に欠けると思えます。実施に関する内容自体は素晴らしいと思いますが実施した人の手ごたえなど現場の方がどう感じたのが最も重要な評価基準だと思うのでその点がないのが残念です。
--

I-1-2	メディア・リテラシー(情報を適切に読み解き・活用する力)の普及と教育	担当課	市長公室・平和と人権課・全庁
-------	------------------------------------	-----	----------------

1. 第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 I 人権が尊重される社会づくり
- 施策の方向性 1 性別に基づく固定的役割分担意識の解消

◇ 市が発行する広報、出版物、刊行物などについて、性差別、性別に基づく役割分担を固定化する表現、偏見及び女性の性を商品化した表現を使わないよう徹底します。
 ◇ さらに、市民、事業者がさまざまなメディアからの情報を無条件に受け入れるのではなく、人権尊重の視点で情報を主体的かつ客観的に解釈・選択し、適切に発信することができるよう情報提供を行います。

2. 各事業の達成状況(担当課評価)

達成状況の評価
 5: 大いに達成できた 4: やや達成できた 3: どちらともいえない 2: やや達成できなかった 1: 達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
5	市発行物における男女平等に関する表現指針の徹底	市長公室・平和と人権課・全庁	市が発信する情報について、ジェンダー(社会的な男女の区別)にとらわれない表現を徹底し、ジェンダーの視点にたった市発行物の点検をする。男女平等に関する表現指針を必要に応じて見直し、活用する。	・男女平等に関する表現指針を確認し、ジェンダーにとらわれない表現を用いた情報発信(広報、ホームページ、LINEなど)をする。 ・適切な情報提供を随時行われるように庁内の相談を受けられるようにする。	・男女平等に関する表現指針を理解し、ジェンダーにとらわれない表現を用いた情報発信(広報、ホームページ、LINEなど)をする。 ・適切な情報提供を随時行われるように庁内の相談を受けられるようにする。	・男女平等に関する表現指針を理解し、ジェンダーにとらわれない表現を用いた情報発信(広報、ホームページ、LINEなど)をする。 ・適切な情報提供を随時行われるように庁内の相談を受けられるようにする。	・男女平等に関する表現指針を理解し、ジェンダーにとらわれない表現を用いた情報発信(広報、ホームページ、LINEなど)をする。 ・市の情報が適切に提供されている。	3.5						
6	メディア・リテラシーの育成	平和と人権課	メディアからの情報を適切に読み解き、活用する力を育てるための学習の機会を提供する。	・適切な情報提供を随時行う。 ・必要に応じてガイドラインを作成し、広報やホームページでも情報を提供する	・適切な情報提供を随時行う。 ・必要に応じてガイドラインを作成し、広報やホームページでも情報を提供する	・適切な情報提供を随時行う。 ・必要に応じてガイドラインを作成し、広報やホームページでも情報を提供する	・適切な情報提供を随時行う。 ・必要に応じてガイドラインを作成し、広報やホームページでも情報を提供する	男女平等推進センターとして、メディア・リテラシーの学習の機会が提供される	3.0					

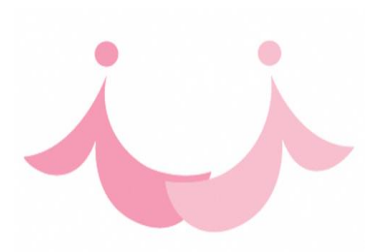
3. 達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
5	市長公室 広報誌にイラストを掲載する際に、子育ての内容だから母親のイラストにするなどといったことがないよう、使用する素材に配慮した。 平和と人権課 男女平等に関する表現指針の確認を行った。また、庁内発行物の表現について他部署からの相談に応じた。	市長公室 対談記事を掲載した際に、本人の発言内容を生かして掲載したが、一部の方から表現に関するご指摘があった。 平和と人権課	市長公室 文章、イラスト、色味などの客観的な視点での確認。 平和と人権課 表現指針の改定。
6	平和と人権課 男女平等に関する表現指針の確認を行った。	平和と人権課	平和と人権課 表現指針の改定。

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	3.3
4年度	
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!





I-2-1 ★重点施策	性の多様性に関する理解促進【新規】	担当課	学校課・中央公民館・平和と人権課
-------------	-------------------	-----	------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 I 人権が尊重される社会づくり
 施策の方向性 2 多様な性・多様な生き方を尊重する社会づくり(新規)
 ◇ 市民への性的マイノリティの理解促進に向けて、庁内全職員への性的マイノリティを含む人権啓発研修を継続して実施します。
 ◇ 多様な性、多様な生き方を認める社会形成をめざして、学校や関係機関等と連携し、偏見や差別の解消をめざした啓発や理解促進に向けた情報提供を行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
7	性的マイノリティの理解促進に向けた教育の推進と職員研修の実施(新規)	平和と人権課・学校課	市職員、教職員への研修を継続実施し、性的マイノリティに関する理解を深め、個々に適切な対応が取れるようにするとともに、児童・生徒の性的マイノリティへの理解促進のため、人権教育の一環として推進していく。	・講座、講演、研修、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。	・講座、講演、研修、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。	・講座、講演、研修、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。	・講座、講演、研修、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。	職員、自動、生徒に性的マイノリティへの理解が広がる	4.0					
8	性的マイノリティ理解促進の情報提供や啓発事業(新規)	中央公民館・平和と人権課	多様な性、多様な生き方を認める人権尊重の意識づくりと理解促進のための情報提供を行い、相談体制を整備する。	・講座、講演、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。 ・令和4年度から相談体制を展開できるように準備する	・講座、講演、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。 ・相談体制を展開する	・講座、講演、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。 ・相談体制を展開する	・講座、講演、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。 ・相談体制を展開する	市内に性的マイノリティへの理解が広がる	4.0					

I-2-1 ★重点施策	性の多様性に関する理解促進【新規】	担当課	学校課・中央公民館・平和と人権課
-------------	-------------------	-----	------------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
7	平和と人権課 性的マイノリティに関する職員研修を実施した。(全職員対象。動画配信にて実施。3部構成のうち、第1回を令和3年度中に実施)	平和と人権課 第2回、第3回の配信	平和と人権課 研修の継続・実施方法の検討
	学校課 性教育についての東京都からの通知を各学校に周知している。各学校は、生命を大切に授業を実施している。	学校課	学校課
	8 平和と人権課 男女平等推進センターフォーラム(R3.6.19)を開催し、「スポーツとLGBT」をテーマとした基調講演とセクシュアルマイノリティとその支援者へのワークショップを実施した。(参加者延べ32人)人権週間にあわせ性的マイノリティ理解促進パネル展(R3.12.4～12.10)を実施。 にじいろ相談(多様な性に関する専門相談窓口)のR4.4.1からの実施に向け、チラシ配布や広報・HPによる周知を行った。	平和と人権課	平和と人権課
中央公民館 性的マイノリティに関する講座を開催し、参加した高齢者の方にも現代には多様な生き方があることを理解してもらった。また、グループワークを実施することで参加者同士、活発な意見交換を行うことができた。	中央公民館 多くの方に参加していただきたかった。	中央公民館 幅広い世代への更なる周知と理解を深め、生きづらさの解消につなげる。	

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!

本部評価委員 コメント

<ul style="list-style-type: none"> ・市職員・教職員が率先して性的マイノリティへの理解を進めていくことは重要である。啓発や理解促進は一朝一夕にはできないので、引き続き講演会や情報提供等の触れる機会を維持していただきたい。 ・職員は窓口や電話など様々な場面で性的マイノリティ当事者と接する可能性がある。その際に当事者に対して不快感を抱かせない対応ができるように研修等をしていただきたい。 ・新たな人権として、性的マイノリティの視点からも市民向けに理解・啓発活動を注力していかなければならない。一方で回復傾向にあるものの、コロナ禍の状況もあり、展開の仕方には今後も一層の工夫が求められる時代になってきている。開催方法や項目を検討しながら、取組の幅や枠を広げていっていただきたい。 ・相談窓口を設置したことは素晴らしいと思う。他の相談事業のように存在が広く認知され、相談先の見つからなかった悩みが少しでも解消されていくように継続していただきたい。 ・一度に参加人数は制限されるが、一方的に話を聞くよりも、参加者同士が考え、意見を交わすワークショップは理解を進めるには効果的。様々な世代間で意見を交わすことも刺激になるので、参加者が考える機会がある啓発を今後も継続していただきたい。

5.施策の評価(市民評価)

市民評価委員 コメント

<ul style="list-style-type: none"> ・(No.6)中央公民館では、「参加した高齢者の方にも～理解してもらった」とあるが、非常に重要なことだ。近年、教育現場でLGBTQ教育が盛んになり、若年層の理解は格段に進んでいるが、中高年層の理解は追いついていない。同時に、中高年層の当事者にとっても交流の場は必要だろう。今後、中高年層を対象とした講座などを考えていただきたい。 ・(No.7)事業内容が「児童・生徒の性的マイノリティへの理解促進のため、人権教育の一環として推進していく」となっているのに対して、達成状況が「各学校は、生命を大切に授業を実施している」となっているのは的を射ていない(人権教育の対象範囲を広く捉えているように感じられて「性の多様性に関する理解」という焦点がぼやけている)と思います。 ・誰もが自分らしく生きられるような社会の実現のためには、この施策は非常に重要なものと考えている。職員向け研修の2回目と3回目の配信が実現できなかったことは残念なので、今後は計画どおりに実施できることを期待している。 ・職員への研修は現代においては必須であると思いますので、導入されたことはとても良いです。他方で、セクシュアルマイノリティに関する理解は世代によって大きく異なる場合があるため、世代別に内容に変化を加えることも必要かもしれません。 ・セクシュアルマイノリティの方たちへの接遇について研修を積み重ねるのはよいことだと思います。ここまでやられているからこそ、「どう広げていくか」という視点が必要だと思います。そのためには、まず「なぜ市として人権啓発を推進するのか」、「なぜそれを市民に広めていくことが必要なのか」を伝えるプロセスの必要性を感じます。「詳しく知りたい」というより、問題を提起することで市民の理解ではなく関心を求める内容があると良いと思います。
--

I-2-2 ★重点施策	性的マイノリティへの支援【新規】	担当課	職員課・平和と人権課
-------------	------------------	-----	------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 1 人権が尊重される社会づくり

施策の方向性 2 多様な性・多様な生き方を尊重する社会づくり(新規)

- ◇ 関係団体等と連携し、多様な性、多様な生き方を抱える人たちの交流スペースの設置や相談事業等を行います。
- ◇ 性的マイノリティの人たちへの差別や困難が生じることのない社会づくりをめざして、パートナーシップ制度「仮称」等の導入に向けて取り組んでいきます。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
9	交流スペースの設置(新規)	平和と人権課	当事者、親族、支援者等の交流スペース「虹友カフェ」を運営する。	性的マイノリティ当事者やその周囲の人向けに悩みや友人づくり、情報交換ができる居場所事業として「虹友カフェ」を実施すること。当事者たちの悩みや不安を解消のための支援とする。	性的マイノリティ当事者やその周囲の人向けに悩みや友人づくり、情報交換ができる居場所事業として「虹友カフェ」を実施すること。当事者たちの悩みや不安を解消のための支援とする。	性的マイノリティ当事者やその周囲の人向けに悩みや友人づくり、情報交換ができる居場所事業として「虹友カフェ」を実施すること。当事者たちの悩みや不安を解消のための支援とする。	性的マイノリティ当事者やその周囲の人向けに悩みや友人づくり、情報交換ができる居場所事業として「虹友カフェ」を実施すること。当事者たちの悩みや不安を解消のための支援とする。	性的マイノリティ当事者やその周囲の人向けに悩みや友人づくり、情報交換ができる居場所事業として「虹友カフェ」を実施すること。当事者たちの悩みや不安を解消のための支援とする。	5.0					
10	相談事業の周知(新規)	平和と人権課	他機関等、相談窓口等についてホームページや情報誌等にて周知する。	相談を受けられる体制の準備	相談を受けられる体制を実施。1回/週	相談を受けられる体制を実施。1回/週	相談を受けられる体制を実施。1回/週	相談を受けられる体制を維持	5.0					
11	パートナーシップ制度(仮称)等の導入に向けた取組(新規)	職員課・平和と人権課	同姓のカップル等が婚姻に相当する関係を公的に認める制度の導入にあたっては、新たな審議会等の設置も含め、先進事例を参考にしながら検討し、当事者や支援団体からの意見を積極的に聴取し、当事者の方々に寄り添った制度の構築をしていく。 また、市職員についても、休暇や給付金等の福利厚生が適用されるよう検討していく。	・制度導入にあたり、検討が必要な職員の休暇制度等について項目出しを行い、現状の課題等を共有する。 ・パートナーシップ制度導入の準備、検討会の実施。 ・パートナーシップ制度導入の準備、検討会の実施	・制度導入に合わせ、休暇制度等の具体的な案を作成する。 ・パートナーシップ制度導入の準備、検討会の実施。 ・パートナーシップ制度の導入	・休暇制度等について運用状況を確認、見直しの必要性を判断する。 ・パートナーシップ制度の見直しの準備	・休暇制度等について運用状況を確認、見直しの必要性を判断する。 ・パートナーシップ制度の見直しの準備	・同姓のカップル等が婚姻に相当する関係を公的に認める制度に即した職員の休暇制度等を整備し、すべての職員が働きやすい環境を推進する。 ・パートナーシップ制度が導入されている。	5.0					

I-2-2 ★重点施策	性的マイノリティへの支援【新規】	担当課	職員課・平和と人権課
-------------	------------------	-----	------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
9	平和と人権課 月1回虹友カフェを実施する。(コロナ禍のため5～9月は中止したものの、最大限事業維持のために必要に応じた座席の間隔調整や感染防止対策を施し、居場所事業としての支援を続けた) 性的マイノリティ当事者の方達は、当事者であることを隠すため実人数を把握することは不可能だが、様々な調査で3～8%程度とデータが出ており、令和3年度来場者数は、合計43人。	平和と人権課	平和と人権課 引き続き、居場所事業を実施し、当事者に寄り添った支援を行う。
	平和と人権課 にじいろ相談(多様な性に関する専門相談窓口)のR4.4.1からの実施に向け、チラシ配布や広報・HPによる周知を行った。	平和と人権課	平和と人権課 周知の継続。
11	平和と人権課 パートナーシップ制度の導入に向け、男女平等推進委員会及び支援者や当事者で構成された検討委員会を立ち上げ、制度の検討を行った。 男女平等行政推進本部の下部組織としてパートナーシップ制度検討幹事会・ワーキンググループを立ち上げ、行政サービス等の対応の可能性について検討を行った。	平和と人権課	平和と人権課 制度導入に向け、引き続き検討を進める。
	職員課 制度導入にあたり、検討が必要な職員の休暇制度等について項目出しを行った。 パートナーシップ制度検討幹事会及びワーキンググループにて、関係部署と情報共有を行った。	職員課	職員課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	5.0
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



本部評価委員 コメント

- ・性的マイノリティの方々の居場所づくり事業「虹友カフェ」は素晴らしい事業である。今後も寄り添いながら事業を継続していただきたい。コロナ禍のため回数が減ってしまったことは残念だが、居場所事業は当事者にとって大切なものであるはずなので、なるべく維持していただきたい。
- ・相談窓口を設置したことは素晴らしいと思う。他の相談事業のように存在が広く認知され、相談先の見つからなかった悩みが少しでも解消されていくように継続していただきたい。
- ・既存の日野市男女平等推進委員会では、当事者や専門の研究者等がないという事で、より当事者に寄り添った制度作りを目指して検討委員会を立ち上げたことは重要である。是非、活用して制度の検討を進めていただきたい。
- ・パートナーシップ制度の導入にあたり、影響がある他の行政サービスについては、担当課とよく調整を行い大きな混乱が起きないように進めていただきたい。
- ・パートナーシップ制度を導入後の市内業者の参考になるように、職員の福利厚生としても対応できる制度の研究をよく行っていただきたい。

5.施策の評価(市民評価)

市民評価委員 コメント

- ・(No.9) 民間組織ではなく、自治体が「虹友カフェ」のような居場所づくりを行うことに意義があるので、継続していただきたい。今後も市民に寄り添う姿勢を大切にしてください。
- ・(No.10) 他の自治体と比べ、日野市の同性パートナーシップ制度導入のプロセスは非常に民主的で、市の担当者、検討委員の間で十分議論できたことに感銘を受けた。
- ・(No.9) 虹友カフェの取り組みを評価する。今後とも継続的な周知を期待するとともに、周囲の目を気にして参加したくても参加できない若年者がいないか、心配している。
- ・(No.10) パートナーシップ制度の導入に向けた取り組みを評価する。しっかりと制度を組み立てるためにも慎重に進めていただきたい。
- ・(No.10) パートナーシップ制度の導入に向けた準備をしていることは高く評価できます。場合によっては、制度の施行を前倒ししてしまっても良いのではないのでしょうか。
- ・(No.9) なぜカフェ事業が必要なのかの説明が不十分なので、セクシュアルマイノリティの方が集まるとその利用者に対するスティグマを与えるのではと心配になります。パートナーシップ制度も同様に公表して生きやすくする自治体にするのであればもっとラディカルな広報と一体化して日野市としての強烈なメッセージを発信する必要もあると思います。
- ・7つの重点施策の中で、担当課と本部の平均評価点が最も高くなっており、パートナーシップ制度の導入を中心とする関連事業がPDCAサイクルのもとに精度を高めていくことを期待しております。

I-3-1	性の尊重に関する普及啓発	担当課	学校課・健康課・子家セン・平和と人権課
-------	--------------	-----	---------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 I 人権が尊重される社会づくり

施策の方向性 3 生涯を通じた心と身体の健康づくりへの支援

- ◇ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を普及し、妊娠・出産などを含めた女性のライフステージに応じた健康を支援します。性や妊娠・出産に関する情報を提供し、産む・産まない、子どもの人数や出産する時期などについて、個人が責任を持って決めることへの理解が深まるよう啓発を行います。
- ◇ 学校においては、学習指導要領に基づき児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施し、メディアの情報に振り回されないよう、性に関する正しい知識の普及に努めます。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
				<small><達成状況の評価> 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった</small>										
12	からだと性に関する正確な情報提供	学校課・健康課・子家セン・平和と人権課	・学校教育において、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施する。 ・家庭で子どもに対し、性に関する正しい知識を伝えるための情報提供を行う。 ・エイズや性感染症について、予防・早期発見のため、発達段階に応じた正しい知識の普及、情報提供を行う。	<学校課> ・学習指導要領に基づく授業の実施 ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる <健康課> ・適切な情報提供を随時行う。 <子家セン> ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる適切な情報提供を随時行う。 ・男女平等推進センターとして適切な情報提供を随時行う。	<学校課> ・学習指導要領に基づく授業の実施 ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる <健康課> ・適切な情報提供を随時行う。 <子家セン> ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる適切な情報提供を随時行う。 ・男女平等推進センターとして適切な情報提供を随時行う。	<学校課> ・学習指導要領に基づく授業の実施 ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる <健康課> ・適切な情報提供を随時行う。 <子家セン> ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる適切な情報提供を随時行う。 ・男女平等推進センターとして適切な情報提供を随時行う。	<学校課> ・学習指導要領に基づく授業の実施 ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる <健康課> ・適切な情報提供を随時行う。 <子家セン> ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる適切な情報提供を随時行う。 ・男女平等推進センターとして正しい情報提供により、からだと性に関する理解が深まっている。	4.0						
13	性と生殖に関する健康と権利についての情報提供	健康課(子家セン)・子家セン・平和と人権課	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(女性の性と生殖に関する健康と権利)の考え方に基づき、女性の性の尊重及び生き方の決定に関する啓発、情報提供を行う。	適切な情報提供を随時行う。	適切な情報提供を随時行う。	適切な情報提供を随時行う。	適切な情報提供を随時行う。	正しい情報提供により、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての理解が深まっている。	4.0					

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
12	学校課 各学校は、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた教育活動を実施した。	学校課	学校課
	健康課 市ホームページにおいて、女性の健康に関する情報提供を行った。	健康課	健康課 引続き情報提供を行う。
	子ども家庭支援センター 子育てひろば等での、子どもへの性に関する向き合い方への相談には適切に対応している。	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター
	平和と人権課 内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。	平和と人権課	平和と人権課
	健康課 市ホームページにおいて、女性の健康に関する情報提供を行った。	健康課	健康課 引続き情報提供を行う。
13	子ども家庭支援センター 母子健康手帳交付窓口での妊婦面接や新生児訪問、3～4か月児健診(産婦健診)にて、ヒアリングし、必要な情報を提供。また、ママババクラスにて啓発を行っている。	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター
	平和と人権課 内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。	平和と人権課	平和と人権課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



I-3-2	性差医療及び性差に応じた健康支援の実施	担当課	健康課・市立病院・平和と人権課
-------	---------------------	-----	-----------------

1. 第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 I 人権が尊重される社会づくり
 施策の方向性 3 生涯を通じた心と身体の健康づくりへの支援

◇ 女性一人ひとりが生涯を通じて健康でいられるよう、女性特有の健康課題に関する知識の普及や、自分の健康状態に応じ自己管理を行うことができるよう支援します。また、気軽に相談することのできる体制を構築するとともに、性差医療に関する情報提供、必要時の受診勧奨など幅広く対応していきます。

2. 各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5: 大いに達成できた 4: やや達成できた 3: どちらともいえない 2: やや達成できなかった 1: 達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
14	女性特有の心や身体の健康支援	健康課・市立病院・平和と人権課	女性特有の子宮頸がん検診及び乳がん検診を実施する。また、その重要性について周知し、受診率を上げる。妊娠や出産、また更年期の体の変調に対応した専門外来を充実させ、こころの健康を支援する相談を実施する。	・子宮がん・乳がん検診の受診率を増やす(現状: 20.2%) ・更年期の体の変調に対応した専門外来を診療体制に応じて提供する。 ・女性相談の実施 3回/週	・子宮がん・乳がん検診の受診率を増やす ・更年期の体の変調に対応した専門外来を診療体制に応じて提供する。 ・女性相談の実施 3回/週	・子宮がん・乳がん検診の受診率を増やす ・更年期の体の変調に対応した専門外来を診療体制に応じて提供する。 ・女性相談の実施 3回/週	・子宮がん・乳がん検診の受診率を増やす ・更年期の体の変調に対応した専門外来を診療体制に応じて提供する。 ・女性相談の実施 3回/週	・自分の健康状態に応じ自己管理を行うことができるよう子宮頸がん検診、及び乳がん検診体制を整備する。 ・更年期の体の変調に対応した専門外来を診療体制に応じて提供する。 ・女性相談事業が維持されている。	4.0					

3. 達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
14	健康課	健康課	健康課
	自分の健康状態に応じ自己管理を行うことができるよう子宮頸がん検診、及び乳がん検診を実施した。	受診率を増やすことはできなかった。	受診率の向上
	市立病院 「女性内科」を設け、40歳から65歳の更年期周辺世代の女性を対象とした内科で、更年期症状の陰に他の内科疾患が隠れているかの鑑別診断と治療、生活習慣病の診断・初期指導などの診療を行うこととした。第2・第4水曜日、15:00～17:00、予約制。内科医師による診療のため、心療内科や精神科領域、カウンセリング等については対象外。 院内委員会により概ね半期ごとに運営状況の把握と更なる充実に向けた検討を継続して進めている。	市立病院	市立病院 担当医師の退職により、令和4年度から「女性内科」としての診療は行っていない。
	平和と人権課 女性相談を実施した。 実績: 第1～4火曜日(夜間)、水曜日、第1・3金曜日(全115日、411コマ) 相談件数230件(うち、「心身・性的こと」2件)	平和と人権課	平和と人権課 事業の周知

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



I -4-1	共生社会の実現に向けた取組【新規】	担当課	学校課・平和と人権課
--------	-------------------	-----	------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 I 人権が尊重される社会づくり
- 施策の方向性 4 多文化共生社会の理解促進と外国人への支援(新規)

◇ 学校での多文化理解に関する教育の実施や多文化交流機会の提供など、理解促進に向けた取組を行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
15	多文化理解に関する啓発、国際交流支援(新規)	平和と人権課・学校課	学校や地域において、さまざまな国の文化を理解するための学習機会を提供する。また、講座等啓発事業を通じて、日本人と外国人がともに相互理解を深め、異文化の存在を認め合いながら、地域での住みやすい環境づくりを行う。	・多文化共生版地域懇談会を開催し、日本人と外国人の相互理解の機会をつくる。	・3年度よりもよりテーマを絞った懇談会を開催し、相互理解の深化を推進する。	・多文化共生プロジェクトや支援団体連携会との連携を密にし、市内の多文化共生を推進する。	・多文化共生プロジェクトや支援団体連携会との連携を密にし、市内の多文化共生を推進する。	・多文化共生プロジェクトや支援団体連携会との連携を密にし、市内の多文化共生を推進する。	5.0					

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
15	平和と人権課 市が主催する初めての多文化共生事業である多文化共生版地域懇談会を実施することができた。	平和と人権課 支援を必要としている外国人全員へ情報が届けられていない。	平和と人権課 教育や防災など、様々な分野での外国人支援。
	学校課 各学校、オリンピック・パラリンピック教育で「豊かな国際感覚」の育成を目指した教育活動を実践した。	学校課	学校課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	5.0
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



I-4-2	外国人が暮らしやすい社会づくり【新規】	担当課	平和と人権課・全庁
-------	---------------------	-----	-----------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 I 人権が尊重される社会づくり

施策の方向性 4 多文化共生社会の理解促進と外国人への支援(新規)

◇ 多言語での情報提供や外国語での相談窓口対応など、外国人でも不自由を感じることなく日常生活を送れる環境整備に努めます。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
16	多言語による情報提供及び相談体制の充実(新規)	平和と人権課・全庁	窓口での行政サービスについて、外国人が適切な支援が受けられるよう、母国語や、やさしい日本語などによる情報提供を行い、また、生活や行政手続きなどでの困難を解消するために相談体制の充実を図る。	・制度案内の翻訳事業を継続する。また4年度以降相談窓口の常設化に向けての準備を進める。	・相談窓口を常設化し、庁内におけるやさしい日本語の認知度を拡げるための研修などを実施する。	・やさしい日本語の研修を毎年度行うよう体制を整える。	・やさしい日本語の研修を毎年度行うよう体制を整える。	・やさしい日本語の研修を毎年度行うよう体制を整える。	5.0					

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
16	平和と人権課 翻訳事業の継続実施、職員向けやさしい日本語講座を実施し、多言語以外でも外国人には伝わることを周知、相談窓口も11月にプレオープンし、令和4年4月から本格稼働する。	平和と人権課 外国人相談体制について、市内外国人支援団体との密な連携	平和と人権課 外国人向け相談窓口の充実

4.施策の評価(本部評価)

3年度	5.0
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



II-1-1 ★重点施策	配偶者等からの暴力(DV)の防止・対応の強化	担当課	子家セン・関連部署・平和と人権課
--------------	------------------------	-----	------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 II あらゆる暴力の根絶を目指す<日野市配偶者暴力対策基本計画>
 施策の 1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援
 方向性

- ◇ DVを根絶するためには、配偶者からの暴力の本質を社会全体が理解し暴力を否定する気運の醸成が必要です。「女性に対する暴力をなくす運動期間」、「男女共同参画週間」、「人権週間」などに合わせてDVの背景・メカニズム、その影響について市民へ啓発を行い、DVの予防・防止に努めます。関連機関には適切な情報提供をし連携を強化します。また、被害者一人ひとりの状況に応じた相談を行います。
- ◇ DVの防止及び被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター機能について、近隣自治体とともに検討していきます。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
17	DVの未然防止と早期発見のための啓発	平和と人権課	加害者の自覚と被害者の気づきを促す啓発事業を実施する。啓発紙、パネル展、講演会などにより、DV防止や早期発見のための周知を行うとともに、関連機関に情報提供し、連携を強化する。	講座・講演会・パネル展の実施及び関係機関との連携体制について再認識する。	講座・講演会・パネル展の実施及び関係機関との連携体制について再認識する。	講座・講演会・パネル展の実施及び関係機関との連携体制について再認識する。	講座・講演会・パネル展の実施及び関係機関との連携体制を強化する。	啓発により、DVが未然に防止され、DVから逃れる人が増えている。	4.0					
18	児童虐待への対応と防止に関する取組(新規)	子家セン	・相談体制の強化や関係機関との連携の強化を図り、児童虐待の具体的事案に係る迅速かつ確かな対応に努める。 ・虐待の芽を早期に摘み取り組みや再発防止のための見守り等を行う。 ・毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、市民への様々な啓発活動に取り組む。	関係各課各機関との支援体制を強化しスムーズな支援を行う。市民へ児童虐待防止のための様々な啓発を行う。	関係各課各機関との支援体制を強化しスムーズな支援を行う。市民へ児童虐待防止のための様々な啓発を行う。	関係各課各機関との支援体制を強化しスムーズな支援を行う。市民へ児童虐待防止のための様々な啓発を行う。	関係各課各機関との支援体制を強化しスムーズな支援を行う。市民へ児童虐待防止のための様々な啓発を行う。	関係各課各機関との支援体制を強化しスムーズな支援を行う。市民へ児童虐待防止のための様々な啓発を行う。	5.0					
19	一人ひとりの状況に応じた相談の実施	平和と人権課・関連部署	女性相談、関連部署への相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施する。	・相談者の状況をよく聞き取り、相談者の意向に沿えるよう、制度や関係機関の紹介をおこなうとともに、関連機関と連携を図り支援していく。 ・女性相談の実施 10回/月	・相談者の状況をよく聞き取り、相談者の意向に沿えるよう、制度や関係機関の紹介をおこなうとともに、関連機関と連携を図り支援していく。 ・女性相談の実施 10回/月	・相談者の状況をよく聞き取り、相談者の意向に沿えるよう、制度や関係機関の紹介をおこなうとともに、関連機関と連携を図り支援していく。 ・女性相談の実施 10回/月	・相談者の状況をよく聞き取り、相談者の意向に沿えるよう、制度や関係機関の紹介をおこなうとともに、関連機関と連携を図り支援していく。 ・女性相談の実施 10回/月	相談の中で必要な支援を洗い出し、丁寧な合意形成を得ながら、関係機関と連携した支援が展開できている。	4.5					

II-1-1 ★重点施策	配偶者等からの暴力(DV)の防止・対応の強化	担当課	子家セン・関連部署・平和と人権課
--------------	------------------------	-----	------------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
17	平和と人権課 DV土曜講座「傷ついた心の回復をめざす講座～トラウマと向き合う自分だけの時間～」を実施。(偶数月第3土曜日、全6回実施、参加者延べ45名) DV防止啓発のためのパネル展「STOP The DVパネル展」を実施。(R3.11.12～11.25) デートDV出張講座を市内中学校7校で実施。 女性相談員と支援担当部署との情報交換会を実施。 必要に応じて、庁内部署と連携し、支援が必要な方の情報共有を行った。	平和と人権課	平和と人権課
18	子ども家庭支援センター 児童虐待防止推進月間(11月)において講演会やオレンジリボンキャンペーン等、様々な啓発活動に取り組んだ。児童虐待防止啓発動画の配信と市内小学校への出前授業を実施した。	子ども家庭支援センター 令和3年度は小学4年生を対象に五校で出前授業を実施。令和4年度は残り十二校で実施したい。	子ども家庭支援センター
19	平和と人権課 女性相談を実施した。 実績:第1～4火曜日(夜間)、水曜日(日中)、第1・3金曜日(全115日、411コマ) 相談件数230件 関連部署 相談者の主訴や顕在化していない課題もしっかりと把握し、状況に応じて庁内の関係課、外部機関と連携し、包括的な支援を行うことができた。	平和と人権課 関連部署	平和と人権課 関連部署 危機意識が低く、避難することが必要なケースでも、夫(パートナー)の元から避難する必要性を認識できないケースがある。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.5
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



本部評価委員 コメント

<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対する面前DVを含め、DV加害者・被害者の自覚についてはなかなか啓発することは難しいが、「気づき」の機会が増えるように広く周知・啓発を引き続き行っていただきたい。 ・市内のほぼ全中学校に実施している「デートDV出張講座」は先駆的な取り組みである。中学3年生という若年層に「人権とは何か」という切り口から、DVや性犯罪の被害防止について知る大変重要な機会であり、意義も大きい。 ・DVの防止・対応の強化に向けて、庁内の連携体制、関係機関との連携は大変重要である。研修会や連絡会などを通して最新の情報を共有し、より良い支援体制が構築できるよう引き続きお願いしたい。 ・コロナ禍の今だからこそ、ニーズが高まっている状況もある。コロナ禍による社会情勢の変化で、それぞれ苦慮されていることはと思うが、様々な相談部署や市の窓口からDVの兆候を察知し、適切な支援に繋がるよう、今後も引き続き注力をお願いしたい。 ・コロナ禍の在宅勤務で新たに発覚した家庭でのモラハラや面前DVなどの問題も出てきている。相談者に寄り添って引き続き支援を行い、ニーズや必要性に合わせた啓発活動をお願いしたい。

5.施策の評価(市民評価)

市民評価委員 コメント

<ul style="list-style-type: none"> ・(No.17)DVに関する啓蒙活動、特に「デートDV出張講座」はとても重要な活動で評価できます。一方で、No.19をみると「DV被害者＝女性」という前提が強いように思われます。近年は男性のDV被害へのケアも議論になっておりますので、わかりやすく男女問わずの相談窓口の周知が必要であるように思います。 ・(No.17)若年層への啓発活動として「デートDV出張講座」を学校で行うのは良い取り組みだと思う。SNSで知り合うリスクなどもあわせて注意喚起をお願いしたい。 ・(No.19)女性相談については、女性に限らずに、性別・セクシャルティ・年齢を問わずに相談が可能であるのは良いことだと思う。但し、現在の名称ではそれがわからないので、例えば、(性別等不問)と添え書きするなど工夫してよいのではないか。 ・(No.17)土曜DV講座の延べ参加人数が45名だったことを評価する。参加者数を増やすためにも、今後も土曜日開催を考えていただきたい。 ・(No.19)女性相談の件数が多いことを憂慮するとともに、コロナ禍の影響もあるかと推察している。 ・DVは徐々にその暴力が増大するものなので、被害者がDVを自覚しないまま取り返しのつかない状況になる可能性がある。これからは継続的で工夫のある啓発活動、例えば、こんなこともDVなんだと気づいてもらえるような取組を期待している。 ・DVへの周知活動は評価できる。相談件数についてより実態についてデータの集積と分析を実施して実態調査をより推進すべきだと感じる。その点が評価として見られないのは残念である。 ・DVを受けていても自覚がなく、相談窓口があり、支援の対象になっていると気づかない人も多い。周知・啓発の機会を粘り強く増やしていただきたい。

II-1-2	配偶者等からの暴力(DV)被害者の安全確保と自立への支援	担当課	関係部署・平和と人権課
--------	------------------------------	-----	-------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 II あらゆる暴力の根絶を目指す<日野市配偶者暴力対策基本計画>
 施策の方向性 1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

◇ 被害者の状況に応じて、保護、生活や就業等の自立支援、情報提供等を実施します。緊急の場合にも的確に被害者の安全を確保するため、警察、医療機関、地域の支援者など幅広い関係者と連携します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
20	被害者の安全確保に向けた支援	平和と人権課・関連部署	緊急一時保護の実施。警察、民間支援団体等関連機関との連携を強化しすみやかに被害者を保護する。民間支援団体の活動状況を把握し、財政的な面も含め適切に効果的な支援を行う。	・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持 ・被害者に緊急一時保護の必要性や関係機関との連携について十分な説明を行い、被害者の意向を尊重したうえで、すみやかに保護をおこなう	・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持 ・被害者に緊急一時保護の必要性や関係機関との連携について十分な説明を行い、被害者の意向を尊重したうえで、すみやかに保護をおこなう	・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持 ・被害者に緊急一時保護の必要性や関係機関との連携について十分な説明を行い、被害者の意向を尊重したうえで、すみやかに保護をおこなう	・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持 ・被害者に緊急一時保護の必要性や関係機関との連携について十分な説明を行い、被害者の意向を尊重したうえで、すみやかに保護をおこなう	・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持 ・避難の必要な被害者が、納得の上ですみやかに一時保護を利用できている。	4.5					
21	被害者の回復(自立)支援	平和と人権課・関連部署	被害者の回復(自立)のため、住居・生活・就労などについて各制度を活用し、総合的に支援を行う。	・被害者の状況の聞き取りを慎重に行い、世帯の課題を検証して、被害者世帯の自立の為に、様々な資源を提供し、丁寧に繋いでいく。 ・最新の支援情報の知識を得るために、相談員を積極的に研修に参加させる。 ・女性相談員や関係部署と連携しやすいように体制を維持。 ・必要に応じて適切な情報提供を行う。	・被害者の状況の聞き取りを慎重に行い、世帯の課題を検証して、被害者世帯の自立の為に、様々な資源を提供し、丁寧に繋いでいく。 ・最新の支援情報の知識を得るために、相談員を積極的に研修に参加させる。 ・女性相談員や関係部署と連携しやすいように体制を維持。 ・必要に応じて適切な情報提供を行う。	・被害者の状況の聞き取りを慎重に行い、世帯の課題を検証して、被害者世帯の自立の為に、様々な資源を提供し、丁寧に繋いでいく。 ・最新の支援情報の知識を得るために、相談員を積極的に研修に参加させる。 ・女性相談員や関係部署と連携しやすいように体制を維持。 ・必要に応じて適切な情報提供を行う。	・被害者の状況の聞き取りを慎重に行い、世帯の課題を検証して、被害者世帯の自立の為に、様々な資源を提供し、丁寧に繋いでいく。 ・最新の支援情報の知識を得るために、相談員を積極的に研修に参加させる。 ・女性相談員や関係部署と連携しやすいように体制を維持。 ・必要に応じて適切な情報提供を行う。	・各制度の情報提供が適切に行われ、総合的に被害者の回復(自立)に向けた支援がなされている。 ・女性相談員や関係部署と連携しやすいように体制を維持。 ・必要に応じて適切な情報提供がされる。	4.0					

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
20	関連部署 令和3年度の保護件数:9件 すみやかに被害者を保護し、本人の意向を尊重し、自立に向けた支援を進めることができた。その中で、保護に繋がる体制基盤となる都や協定施設、緊急先の施設等、関連機関としっかり連携できた。	関連部署	関連部署 保護後、施設入所でなく、市外のアパート等へ避難する場合は、地域や物件の選定に時間を有し、保護期間が基準の2週間を超えてしまう。(R3年平均保護期間24日)
	平和と人権課 女性相談員と支援担当部署との情報交換会を実施。	平和と人権課	平和と人権課
21	関連部署 被害者の意思を尊重しながら、今後の自立に向けた活用できる資源を丁寧に説明し、一緒に考えながら、個々の状況に合わせた支援を行うことができた。	関連部署	関連部署 一時保護し、今までの生活が一変した生活を余儀なくされると、母子ともに不安感が高まるため、関係機関と連携し、避難後も引続き丁寧な支援を継続的に行う必要がある。
	平和と人権課 女性相談事業において各制度を案内した。また、各制度の小冊子やパンフレット等を男女平等推進センター等に配架し、情報提供を行った。 DV土曜講座「傷ついた心の回復をめざす講座～トラウマと向き合う自分だけの時間」を実施し、被害者の心の回復のための支援を行った(偶数月第3土曜日全6回実施述べ45名参加)。 また、「女性相談事業」を実施し(実績:第1～4火曜日(夜間)、水曜日、第1・3金曜日(全115日、411コマ)相談件数230件(内、DV54件)、傾聴や支援に応じた関係機関等の情報提供を行った。	平和と人権課	平和と人権課 引き続き情報提供や講座を開催し、被害者の回復のための支援を行う。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.3
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!

II-1-3	市の体制整備と連携強化	担当課	関係部署・平和と人権課
--------	-------------	-----	-------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 II あらゆる暴力の根絶を目指す<日野市配偶者暴力対策基本計画>
 施策の 1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援
 方向性

◇ DV被害者の相談から自立まで、中長期的に切れ目のない支援をしていくために、情報管理や対応マニュアルの活用を含めた市の体制整備をします。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	3年度	4年度	5年度	6年度
22	情報管理の徹底	平和と人権課・関連部署	被害者が安全で安心して生活できるよう情報管理を徹底する。	・庁内担当者連絡会を開催し、情報管理の徹底を図る。 ・被害者についての情報は、必要最小限の情報のみしっかりと共有していく。 ・女性相談事業における個人情報の適切な管理体制の維持。	・庁内担当者連絡会を開催し、情報管理の徹底を図る。 ・被害者についての情報は、必要最小限の情報のみしっかりと共有していく。 ・女性相談事業における個人情報の適切な管理体制の維持。	・庁内担当者連絡会を開催し、情報管理の徹底を図る。 ・被害者についての情報は、必要最小限の情報のみしっかりと共有していく。 ・女性相談事業における個人情報の適切な管理体制の維持。	・庁内担当者連絡会を開催し、情報管理の徹底を図る。 ・被害者についての情報は、必要最小限の情報のみしっかりと共有していく。 ・女性相談事業における個人情報の適切な管理体制の維持。	個人情報の適切な管理体制の維持。 情報漏洩 0件	5.0				
23	DV対応マニュアルの見直しと活用	平和と人権課・関連部署	DV被害者に対し、二次被害を出さないようにするため、庁内におけるDV対応マニュアルを必要に応じて見直す。	・DV対応マニュアルの必要に応じて見直し周知する。 ・庁内における支援担当者の意見や、最新のDV支援の情報などを見ながら必要に応じて見直しを図る。 ・見直しの際に女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持。	・DV対応マニュアルの必要に応じて見直し周知する。 ・庁内における支援担当者の意見や、最新のDV支援の情報などを見ながら必要に応じて見直しを図る。 ・見直しの際に女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持。	・DV対応マニュアルの必要に応じて見直し周知する。 ・庁内における支援担当者の意見や、最新のDV支援の情報などを見ながら必要に応じて見直しを図る。 ・見直しの際に女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持。	・DV対応マニュアルの必要に応じて見直し周知する。 ・庁内における支援担当者の意見や、最新のDV支援の情報などを見ながら必要に応じて見直しを図る。 ・見直しの際に女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持。	・DV対応マニュアル見直しの際に女性相談員が関係部署と連携しやすいような体制を維持。 DV被害者の二次被害 0件	4.5				
24	関連窓口を含む職員等の研修の実施	平和と人権課	関連窓口を含む職員等に対して、DVのさまざまなテーマに応じた研修を行う。	DV対応マニュアルを必要に応じて見直し周知する。	DV対応マニュアルを必要に応じて見直し周知する。	DV対応マニュアルを必要に応じて見直し周知する。	DV対応マニュアルを必要に応じて見直し周知する。	職員が正しい知識を習得し、適切に対応ができています。	4.0				
25	各種関連窓口間の連携強化	平和と人権課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会を定期的に開催し、情報交換を行い、縦割り行政の弊害をなくすよう連携を強化する。また、必要に応じて関連機関を含めた連絡会を開催する。	職員研修及び連絡会の実施	職員研修及び連絡会の実施	職員研修及び連絡会の実施	職員研修及び連絡会の実施	連絡会の開催により、適切な対応ができています。	5.0				

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
22	関連部署 被害者の安全・安心を最優先にし、必要最小限の情報提供を行った。	関連部署	関連部署
	平和と人権課 女性相談事業における個人情報の適切な管理体制の維持している。	平和と人権課	平和と人権課 引き続き、DV被害者の安全確保及び自立に向け情報共有を図っていく。
23	関連部署 DV対応マニュアルの見直しを行い、DV被害者支援担当者研修にて周知した。	関連部署	関連部署
	平和と人権課 年に一度意見交換を行い、女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持している。	平和と人権課	平和と人権課 引き続き、DV被害者の安全確保及び自立に向け情報共有を図っていく。
24	平和と人権課 R4. 7. 15に配偶者暴力被害者支援担当者研修会を実施し、被害者支援のための庁内連携方法等について再認識を図った。	平和と人権課	平和と人権課 引き続き、DV被害者の安全確保及び自立に向け情報共有を図っていく。
25	平和と人権課 R4. 7. 15に配偶者暴力被害者支援担当者研修会を実施した。また、配偶者暴力被害者支援担当者連絡会を书面開催し、被害者支援のための庁内連携方法等について再認識を図った。	平和と人権課	平和と人権課 引き続き、DV被害者の安全確保及び自立に向け情報共有を図っていく。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.6
4年度	
5年度	
6年度	
7年度	



II-2-1 ★重点施策	性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発の強化【新規】	担当課	学校課・セーフティ・平和と人権課
--------------	---------------------------	-----	------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 II あらゆる暴力の根絶を目指す<日野市配偶者暴力対策基本計画>
 施策の方向性 2 性犯罪・性暴力の防止(新規)
- ◇ 若年層に対して、デートDV※やリベンジポルノ※、JKビジネス※等の暴力被害を防止するため、正しい知識や情報提供による意識啓発を行います。
 - ◇ 被害にあった場合に相談しやすい窓口等の設置とワンストップ支援センターなどの相談機関の周知の徹底や、その他の情報提供を合わせて行います。
 - ※ デートDV
 - ※ 結婚していない男女間における身体的、精神的、性的並びに経済的暴力のこと。
 - ※ リベンジポルノ
 - ※ 本人の同意を得ずに、元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいいます。
 - ※ JKビジネス
 - ※ 女子高生などの児童を対象とし、性を売り物としたサービスを提供させること。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

		<達成状況の評価> 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった												
No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
26	若年層に向けた意識啓発(新規)	セーフティ・平和と人権課	ストーカー、性犯罪・性暴力等の防止に関する啓発を行う。警察と連携し、近隣の大学等へストーカー、性犯罪・性暴力及びデートDV等の防止に関する出張講座を開催する。	・ストーカー、性犯罪・性暴力及びデートDVの防止に関して、ホームページに掲載し、SNSで啓発。日野警察と連携し近隣の大学等へ出張講座を開催する。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・ストーカー、性犯罪・性暴力及びデートDVの防止に関して、ホームページに掲載し、SNSで啓発。日野警察と連携し近隣の大学等へ出張講座を開催する。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・ストーカー、性犯罪・性暴力及びデートDVの防止に関して、ホームページに掲載し、SNSで啓発。日野警察と連携し近隣の大学等へ出張講座を開催する。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・ストーカー、性犯罪・性暴力及びデートDVの防止に関して、ホームページに掲載し、SNSで啓発。日野警察と連携し近隣の大学等へ出張講座を開催する。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・啓発及び講座の効果によるストーカー、性犯罪・性暴力及びデートDVの絶対数の減少。 ・若年層の性犯罪・性暴力防止に対する意識が高まっている。	3.0					
27	学校等における教育や啓発の内容の充実(新規)	学校課・平和と人権課	性犯罪・性暴力被害予防に向けたリーフレット等の資料を活用し、保護者や地域の意識を高める。そのうえで学校は、保護者、地域の理解を得ながら予防教育を推進していく。 学校へのデートDV出張講座や情報提供を行う。	・学習指導要領に基づいた教育活動を推進する。関係諸機関と連携し、発達段階に沿った学びの場を設けていく。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・学習指導要領に基づいた教育活動を推進する。関係諸機関と連携し、発達段階に沿った学びの場を設けていく。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・学習指導要領に基づいた教育活動を推進する。関係諸機関と連携し、発達段階に沿った学びの場を設けていく。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・学習指導要領に基づいた教育活動を推進する。関係諸機関と連携し、発達段階に沿った学びの場を設けていく。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・学習指導要領に基づいた教育活動を推進する。関係諸機関と連携し、発達段階に沿った学びの場を設けていく。 ・若年層の性犯罪・性暴力防止に対する意識が高まっている。	4.5					

II-2-1 ★重点施策	性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発の強化【新規】	担当課	学校課・セーフティ・平和と人権課
--------------	---------------------------	-----	------------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
	セーフティネットコールセンター	セーフティネットコールセンター	セーフティネットコールセンター
	コロナ禍の影響により、高校・大学での啓発等が中止となった。		センシティブな問題を含むため、オンライン等による研修には適さないと考えます。
26	平和と人権課 市内中学校の3年生を対象に弁護士を講師としたデートDV出張講座を実施した。全8校中7校で実施し、延べ1,250人の生徒にDVの被害者にも加害者にもならないための意識啓発を行うことができた。	平和と人権課 全中学校での実施	平和と人権課 引き続き中学校への出張講座を実施する。
27	平和と人権課 市内中学校の3年生を対象に弁護士を講師としたデートDV出張講座を実施した。全8校中7校で実施し、延べ1,250人の生徒にDVの被害者にも加害者にもならないための意識啓発を行うことができた。	平和と人権課 全中学校での実施	平和と人権課 引き続き中学校への出張講座を実施する。
	学校課 性犯罪・性暴力被害予防に向けた東京都から通知を各学校に周知した。中学校7校が、3年生を対象にデートDV出張講座の授業を実施した。	学校課	学校課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	3.8
4年度	#DIV/0!
5年度	
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



本部評価委員 コメント

- ・性犯罪・性暴力の防止のためには、若年層のうちから意識啓発をすることが重要である。コロナ禍の影響でやむを得ずの中止かと思うが、可能な手段で情報提供や啓発活動をなるべく維持していただきたい。
- ・中学3年生を対象に実施した「デートDV出張講座」は、若年層にうちに「人権とは何か」という視点から、DVや性犯罪の加害・被害防止について知る大変重要な機会である。また、市内中学校のほぼ全てを対象として1,200人を超える人数に展開できている意義も大きい。
- ・コロナ禍による生活様態の変化に合わせて、若年層が性犯罪や性暴力につながる際の流れにも変化がある。環境の変化に合わせて啓発や最新の情報提供をお願いしたい。
- ・「デートDV出張講座」を市内のほぼ全中学校に実施し、都内でも先駆けていることは高く評価している。今後も是非継続していただきたい。

5.施策の評価(市民評価)

市民評価委員 コメント

- ・(No.26)3年度目標の「ストーリー、性犯罪・性暴力及びデートDVの防止に関してホームページに掲載し、SNSで啓発。」について、達成状況が未記載なので担当課評価「3」が適切だと判断できません。「2」か「1」の可能性があるとします。
- ・デートDVに関しては、被害者と加害者の立場が男女のどちらであっても、家庭環境の影響が大きいと考えるので、親子の関係にも気を配って適正な指導を心がけていただきたい。
- ・全中学校の実施を毎年継続するとともに、地道な取組を続けていただきたい。
- ・教職員も威圧的と思われる言動や行動をしないような心がけが必要と考える。
- ・「II-1-1」と本施策との違いが明確ではない印象です。人権意識やDVに関する啓発は必要ですが、一番大事なことは実際のDVの件数などを減らすことです。その意味では、DVや性犯罪などを減らすための具体的な施策の設定が必要だと思います。
- ・大学と中学校には講座を実施するのに最も被害が想定できる高校生に実施した実績がないのは残念。ただし、こうしたリスクについて子どもたち本人はリスクを承知で関係をもってしまっからこそ昨今の被害拡大の現状があるのではないだろうか。また、啓発は限界があるのではないだろうか。そういった面で子どもを家庭で支える親へのアプローチも絶対的に必要になる。いずれにせよ被害実態を明らかにしながら実施していくことが必要である。定量調査にこだわらず支援機関と連携をとりながら具体性をもった施策をすすべてきた。
- ・デートDVの出張講座は非常に有意義なので、継続していただきたいが、一度で身につくわけではない。繰り返し学ぶこと、あるいは、学びたいときに学ぶことが大事なので、例えば、国立市で作成しているような、Youtube動画を作り、市のホームページにアップしてもいいのではないかと。

II-2-2	被害者への支援【新規】	担当課	セーフティ・子家セン・平和と人権課
--------	-------------	-----	-------------------

1. 第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 II あらゆる暴力の根絶を目指す<日野市配偶者暴力対策基本計画>
- 施策の方向性 2 性犯罪・性暴力の防止(新規)
- ◇ 医療機関等と連携した支援を図るとともに専門の支援機関等の紹介を行います。
- ◇ 学校での相談機会の提供や若年層が利用しやすい相談方法を検討します。

2. 各事業の達成状況(担当課評価)

		年度ごとの目標					計画終了時の目標	達成状況					
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度							
No.	事業	担当課	内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
28	関係機関との連携による被害者支援(新規)	セーフティ・子家セン	警察や東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等との連携を図り、被害者のところに寄り添いながら、迅速な対応を行う。	警察、性暴力被害者ワンストップ支援センター等との連携を図り、被害者のところに寄り添いながら迅速な対応を行う	警察、性暴力被害者ワンストップ支援センター等との連携を図り、被害者のところに寄り添いながら迅速な対応を行う	警察、性暴力被害者ワンストップ支援センター等との連携を図り、被害者のところに寄り添いながら迅速な対応を行う	警察、性暴力被害者ワンストップ支援センター等との連携を図り、被害者のところに寄り添いながら迅速な対応を行う	連携の強化によりスピード感のある対応を構築する	5.0				
29	相談窓口等の周知と情報提供(新規)	セーフティ・子家セン・平和と人権課	相談窓口等の周知や情報提供を図り、連携体制を整える。	・ホームページ、SNSによって、相談窓口や、被害にあわれた方への対処方法などを周知する。 ・相談窓口の周知を強化し、性虐待については児童相談所等の関係機関と連携し迅速な支援をする。 ・女性相談事業の周知を適切に行い、相談事業体制を維持する。	・ホームページ、SNSによって、相談窓口や、被害にあわれた方への対処方法などを周知する。 ・相談窓口の周知を強化し、性虐待については児童相談所等の関係機関と連携し迅速な支援をする。 ・女性相談事業の周知を適切に行い、相談事業体制を維持する。	・ホームページ、SNSによって、相談窓口や、被害にあわれた方への対処方法などを周知する。 ・相談窓口の周知を強化し、性虐待については児童相談所等の関係機関と連携し迅速な支援をする。 ・女性相談事業の周知を適切に行い、相談事業体制を維持する。	・ホームページ、SNSによって、相談窓口や、被害にあわれた方への対処方法などを周知する。 ・相談窓口の周知を強化し、性虐待については児童相談所等の関係機関と連携し迅速な支援をする。 ・女性相談事業の周知を適切に行い、相談事業体制を維持する。	・周知内容及び媒体・手段の充実により広く浸透させる。 ・相談窓口の周知を強化し、性虐待については児童相談所等の関係機関と連携し迅速な支援をする。 ・女性相談事業の周知を適切に行い、相談事業体制を維持する。	4.7				

3. 達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
28	セーフティネットコールセンター 性被害の相談を受け、すでに警察とのお話がついていたため、相談先としてワンストップ支援センター、女性センター等の紹介をした。(R3は1件のみ)	セーフティネットコールセンター	セーフティネットコールセンター
	子ども家庭支援センター 性虐待が疑われた時は、速やかに児童相談所と連携し、支援を行った。	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター
29	セーフティネットコールセンター ホームページ、SNSによって、相談窓口や、被害にあわれた方への対処方法などを周知した。 主な相談先をお知らせするカードを作成し、新型コロナ感染症に罹患した方へ送る物資とともに配布した。	セーフティネットコールセンター	セーフティネットコールセンター
	子ども家庭支援センター 性虐待が疑われた時は、速やかに児童相談所と連携し、支援を行った。児童虐待防止啓発動画の配信と市内小学校への出前授業を実施し、相談窓口を周知した。 平和と人権課 広報、ホームページ、リーフレットなどで相談窓口の周知を行った。また、女性相談員と他部署との意見交をする機会を設けて情報交換を実施した。	子ども家庭支援センター 令和3年度は小学4年生を対象に五校で出前授業を実施。令和4年度は残り十二校で実施したい。 平和と人権課	子ども家庭支援センター 平和と人権課

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	4.8
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



II-3-1	暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実	担当課	学校課・職員課・平和と人権課
--------	-----------------------	-----	----------------

1. 第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 II あらゆる暴力の根絶を目指す<日野市配偶者暴力対策基本計画>
 施策の 3 さまざまな暴力・ハラスメントの防止
 方向性

◇ 地域や学校、職場においてセクシュアル・ハラスメントをはじめさまざまなハラスメントやいじめなどすべての暴力を防止するために情報提供や意識啓発を進めるとともに、被害者への相談を実施します。

2. 各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5: 大いに達成できた 4: やや達成できた 3: どちらともいえない 2: やや達成できなかった 1: 達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
30	セクハラ・パワハラ等に関する啓発と情報提供	職員課・平和と人権課	さまざまなハラスメント防止に向けて啓発・情報提供を行う。	・一般職員向け及びハラスメント苦情相談員向け研修を実施する。 ・適切な情報提供を随時行う。	・一般職員向け及びハラスメント苦情相談員向け研修を実施する。 ・適切な情報提供を随時行う。	・一般職員向け及びハラスメント苦情相談員向け研修を実施する。 ・適切な情報提供を随時行う。	・一般職員向け及びハラスメント苦情相談員向け研修を実施する。 ・適切な情報提供を随時行う。	・職員一人ひとりがハラスメントについて正しく理解する。 ・正しい情報提供により、ハラスメントに関する理解が深まっている。	4.0					
31	男女平等を阻む暴力や人権侵害に関する啓発、学校等における教育の実施	学校課	学校において、暴力根絶をめざした社会の形成に向けた教育を実施する。	言語活動を充実させ、自分の気持ちや考えを相手に伝えるスキルを高めるとともに、道徳の授業をかなめとして子供の豊かな情操をはぐくむ	言語活動を充実させ、自分の気持ちや考えを相手に伝えるスキルを高めるとともに、道徳の授業をかなめとして子供の豊かな情操をはぐくむ	言語活動を充実させ、自分の気持ちや考えを相手に伝えるスキルを高めるとともに、道徳の授業をかなめとして子供の豊かな情操をはぐくむ	言語活動を充実させ、自分の気持ちや考えを相手に伝えるスキルを高めるとともに、道徳の授業をかなめとして子供の豊かな情操をはぐくむ	言語活動を充実させ、自分の気持ちや考えを相手に伝えるスキルを高めるとともに、道徳の授業をかなめとして子供の豊かな情操をはぐくむ	5.0					

3. 達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
30	職員課 R3.4外部相談窓口の周知 R3.7.29苦情相談員向け研修実施 R4.2.14～3.18一般職員向け(管理職対象)研修実施(動画研修)	職員課	職員課
	平和と人権課 男女共同参画週間等パネル展や東京都や他自治体の啓発事業の告知を行い、情報提供を行った。 ハラスメントの相談先として「人権身の上相談」を広報・ホームページ等で情報提供した。	平和と人権課	平和と人権課 引き続き啓発事業や情報提供を行う。
31	学校課 言語活動を充実させ、自分の気持ちや考えを相手に伝えるスキルを高めるとともに、道徳の授業をかなめとして子供の豊かな情操をはぐくむ教育活動を実施した。	学校課	学校課

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	4.5
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



II-3-2	被害者への支援	担当課	関連部署・平和と人権課
--------	---------	-----	-------------

1. 第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 II あらゆる暴力の根絶を目指す<日野市配偶者暴力対策基本計画>
- 施策の方向性 3 さまざまな暴力・ハラスメントの防止
- ◇ 相談窓口の周知や情報提供を図り一人ひとりの状況に応じた相談を実施していきます。

2. 各事業の達成状況(担当課評価)

		<達成状況の評価> 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった											
No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	3年度	4年度	5年度	6年度
32	被害者に対する相談の実施	平和と人権課・関連部署	女性相談等、被害者のための相談機能を充実させる。	・女性相談の実施(2回/週) ・被害者が早期に相談や支援をおこなう窓口につながるよう、関係機関との連携を密にするとともに、情報の共有を図る。 ・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持	・女性相談の実施(2回/週) ・被害者が早期に相談や支援をおこなう窓口につながるよう、関係機関との連携を密にするとともに、情報の共有を図る。 ・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持	・女性相談の実施(2回/週) ・被害者が早期に相談や支援をおこなう窓口につながるよう、関係機関との連携を密にするとともに、情報の共有を図る。 ・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持	・女性相談の実施(2回/週) ・被害者が早期に相談や支援をおこなう窓口につながるよう、関係機関との連携を密にするとともに、情報の共有を図る。 ・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持	女性相談の継続実施により、避難の必要な被害者が適切な支援に繋がっている。	5.0				

3. 達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
	関連部署	関連部署	関連部署
	被害者が早期に相談や支援をおこなう窓口につながるよう、関係機関との連携を密にするとともに、情報の共有を図った。		
32	平和と人権課 「女性相談」を実施した。(実績:毎週火曜日(夜間)・水曜日(全115日、411コマ)女性相談件数:230件(内、DV54件)) DV土曜講座「傷ついた心の回復をめざす講座～トラウマと向き合う自分だけの時間～」を実施(偶数月第3土曜日実施:参加者述べ45人)。回復の為のプロセスや心の傷を皆と共有したり、被害者に寄り添った支援ができた。 また、女性相談員と他部署との意見交をする機会を設けて情報交換を実施した。	平和と人権課	引き続き相談事業等、被害者に寄り添った支援を行う。

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	5.0
4年度	
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



Ⅲ-1-1	ワーク・ライフ・バランスの推進	担当課	産業振興課・平和と人権課
-------	-----------------	-----	--------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>【新規】
 施策の 1 女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境の整備
 方向性
 ◇ 男女がともに、仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発などのさまざまな生活を両立できている社会の実現と、健康で豊かな生活のための時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランス※に対する社会的気運を醸成する啓発を行います。
 ※ ワーク・ライフ・バランス
 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できる状態のこと。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
33	ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供	平和と人権課・産業振興課	市民に対し、情報誌などにより、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度等に関する啓発、情報提供を行う。	・関係団体と共催し、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー 1回/年 ・随時情報提供・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・関係団体と共催し、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー 1回/年 ・随時情報提供・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・関係団体と共催し、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー 1回/年 ・随時情報提供・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・関係団体と共催し、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー 1回/年 ・随時情報提供・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・随時情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスの啓発がされている。	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉も内容も知っている人の割合が41.4%より増加している。	4.5				

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
33	産業振興課 東京しごとセンターと連携し、シニア世代向けのワーキングセミナーを2回実施	産業振興課 大学との協働を行うことができなかった	産業振興課 ワークライフバランスの啓発
	平和と人権課	平和と人権課	平和と人権課
	明星大学・実践女子大学と連携し企業等(2企業、1自治体)に対してワーク・ライフ・バランスに関するインタビュー調査を実施した。調査内容は広報やホームページ、男女平等推進センター情報誌「ふらっとだより」に掲載し、情報提供と啓発を行った。		ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の基準等の作成。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.5
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



Ⅲ-1-2	女性へのライフステージを通じた就業支援	担当課	産業振興課・平和と人権課
-------	---------------------	-----	--------------

1. 第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>【新規】
 施策の方向性 1 女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境の整備

◇ 女性の働き方は、結婚や妊娠・出産などのライフステージが変化することにより影響を受けます。今は就労を中断しているがいつか働きたいと考えている女性に対し、ライフスタイルに合わせて就労の選択ができるよう、家庭内でできる仕事、短時間の勤務及び起業などに関する情報提供を行います。また、就労の中断期間を生かした再就職へのキャリアプランづくりを支援します。

2. 各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5: 大いに達成できた 4: やや達成できた 3: どちらともいえない 2: やや達成できなかった 1: 達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
34	女性の就職支援及びキャリア相談の実施	平和と人権課・産業振興課	ハローワーク等と連携し、再就職を支援する講座等を実施する。 女性の資格取得や職能開発などに関する情報提供を行う。	・ハローワークと共催の就職支援セミナー2回/年 ・ナイスワーク高橋と共催のパートタイムセミナーを年2回開催 ・再就職支援講座の実施。 ・適切な情報提供を随時行う。	・ハローワークと共催の就職支援セミナー2回/年 ・ナイスワーク高橋と共催のパートタイムセミナーを年2回開催 ・再就職支援講座の実施。 ・適切な情報提供を随時行う。	・ハローワークと共催の就職支援セミナー2回/年 ・ナイスワーク高橋と共催のパートタイムセミナーを年2回開催 ・再就職支援講座の実施。 ・適切な情報提供を随時行う。	・ハローワークと共催の就職支援セミナー2回/年 ・ナイスワーク高橋と共催のパートタイムセミナーを年2回開催 ・再就職支援講座の実施。 ・適切な情報提供を随時行う。	・随時適切な情報提供を行うほか、講座等の実施により、女性の再就職に向けた支援が推進されている。 ・再就職支援講座の実施。	・パートタイム就職支援セミナー2回以上/年開催 ハローワークと共催の再就職支援講座2回/年開催	4.0				
35	女性の再就職及び創業支援	平和と人権課・産業振興課	多摩平の森産業連携センター(PlanT)等を活用し、女性の創業支援のための講座等を実施する。また、創業に活用できる融資制度等に関する情報提供を行う。	・随時適切な情報提供 ・女性にも配慮した創業セミナー等、2回以上/年開催	・随時適切な情報提供 ・女性にも配慮した創業セミナー等、2回以上/年開催	・随時適切な情報提供 ・女性にも配慮した創業セミナー等、2回以上/年開催	・随時適切な情報提供 ・女性にも配慮した創業セミナー等、2回以上/年開催	・講座等の実施により、女性の創業に向けた支援が推進されている。融資制度については、HPや窓口等で随時適切な情報発信がされている。	・女性にも配慮した創業セミナー等2回以上/年開催	4.5				

3. 達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
34	産業振興課 就職支援セミナーの実施 2回	産業振興課 パートタイムセミナー(コロナの影響により中止)	産業振興課 コロナ禍によるセミナーや説明会の参加人数減
	平和と人権課 東京しごとセンター多摩共催事業としてR4.3.7に「女性のための再就職支援セミナー&個別相談会」を実施。 ハローワーク八王子マザーズコーナー共催事業としてR3.10.6～8と2.2～4で「仕事と子育てを両立したい方のためのパソコン講習」を2回実施。 ハローワーク八王子・八王子市共催事業として、R4.2.16に「日野・八王子しごとと子育て両立支援就職面接会」を実施。 また、東京都産業労働局や内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。	平和と人権課	平和と人権課 共催事業の継続
	産業振興課 幼児を同伴可にした創業セミナーの開催 4回 融資制度の案内	産業振興課 施設・融資制度の更なる活用の推進	産業振興課 起業家の融資制度利用促進
35	平和と人権課 東京都産業労働局や内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。	平和と人権課	平和と人権課

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	4.3
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



Ⅲ-1-3	女性の参画推進による農業活性化	担当課	都市農業振興課
-------	-----------------	-----	---------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>【新規】
 施策の 1 女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境の整備
 方向性

◇ 市内の女性農業者団体による加工品の開発や商品化などの活動を支援するとともに、関連団体や消費者等との連携を図りながら、女性農業者の情報交換や仲間づくりの活動支援を行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標					計画終了時の目標	達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
36	女性の視点を生かした農業活性化への支援	都市農業振興課	地域農業の活性化を図るため、農産物加工・販売などの新たな事業への取り組みを支援する。	女性農業者の団体「みちくさ会」に対して以下を支援をする。 ・新規農産物加工品等の開発に向けた体制作り	女性農業者の団体「みちくさ会」に対して以下を支援をする。 ・既存農産物加工品の販路拡大 ・新規農産物加工品等の開発	女性農業者の団体「みちくさ会」に対して以下を支援をする。 ・既存農産物加工品の販路拡大 ・新規農産物加工品等の試作実施	女性農業者の団体「みちくさ会」に対して以下を支援をする。 ・既存農産物加工品の販路拡大 ・新規農産物加工品等の決定	女性農業者の団体「みちくさ会」に対して以下を支援をする。 ・既存農産物加工品の販路拡大 ・新規農産物加工品等の販売	4.0					

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
36	東京都のチャレンジ農業支援センターの支援事業で会の令和2年度に作成したロゴを販売促進用品に展開し、既存加工品、新規加工品の両方に利用できる物を作成した。	新規農産物加工品について検討できなかった。※新型コロナウイルス感染拡大防止のため検討の機会を持てなかつた。	新規農産物加工品について積極的に検討する機会を持つ。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



Ⅲ-2-1	家庭における男女の役割分担意識の改善	担当課	中央公民館・図書館・文化スポーツ課・保育課・子家セン・平和と人権課
-------	--------------------	-----	-----------------------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>【新規】
 施策の方向性 2 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス

- ◇ 男女がともに子育てを楽しむためには、男性が子育てに参加するきっかけをつくること、相談・子育てに関する情報を容易に得られることが重要です。男女ともに子育てを担いながら仕事や地域生活を両立できるよう子育てに関する啓発・情報提供を行い、男性の子育て参画を支援します。
- ◇ 育児休業制度の取得促進や介護休業制度などの周知とともに、男女ともに継続して就労しながら、育児や介護を担うことができるような意識づくりに向けた啓発を行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
37	ママ・パパへの妊娠・出産・育児支援	子家セン	ママ・パパクラス(妊娠・産後の育児勉強会)への男性(父親)の参加を促進し、子どもの成長過程や女性の妊娠・出産(産前・産後等)の心身の状態を理解できるよう、内容を充実させる。家事や育児をサポートし、家庭での安定した養育環境を整える。	保健コース 配偶者参加者数 40名 妊婦参加者数 150名 沐浴コース 配偶者参加者数 300名 妊婦参加者数 300名 医師講話コース 配偶者参加者数 30名 妊婦参加者数 30名	保健コース 配偶者参加者数 45名 妊婦参加者数 200名 沐浴コース 配偶者参加者数 300名 妊婦参加者数 300名 医師講話コース 配偶者参加者数 50名 妊婦参加者数 50名	保健コース 配偶者参加者数 50名 妊婦参加者数 200名 沐浴コース 配偶者参加者数 200名 妊婦参加者数 200名 医師講話コース 配偶者参加者数 50名 妊婦参加者数 50名	保健コース 配偶者参加者数 55名 妊婦参加者数 200名 沐浴コース 配偶者参加者数 200名 妊婦参加者数 200名 医師講話コース 配偶者参加者数 50名 妊婦参加者数 50名	保健コース 配偶者参加者数 60名 妊婦参加者数 200名 沐浴コース 配偶者参加者数 200名 妊婦参加者数 200名 医師講話コース 配偶者参加者数 50名 妊婦参加者数 50名	4.0				
38	子育てサークル・子育てひろば・保育園行事等への参加促進	保育課・子家セン	子育てサークル・子育てひろば・保育園行事等への男性(父親)の参加を促進する。	・保育園行事に男性(父親)が参加しやすい内容・日程を検討し実施していく。 ・男性(父親)が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている。 ・父親が参加しやすい事業の実施とPR	・保育園行事に男性(父親)が参加しやすい内容・日程を検討し実施していく。 ・男性(父親)が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている。 ・父親が参加しやすい事業の実施とPR	・保育園行事に男性(父親)が参加しやすい内容・日程を検討し実施していく。 ・男性(父親)が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている。 ・父親が参加しやすい事業の実施とPR	・保育園行事に男性(父親)が参加しやすい内容・日程を検討し実施していく。 ・男性(父親)が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている。 ・父親が参加しやすい事業の実施とPR	・保育園行事に男性(父親)が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている。 ・男性(父親)が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている。 ・父親が参加しやすい事業の実施とPR	4.0				
39	文化、スポーツ、レクリエーション活動等を通じた男性の子育て参加促進	文化スポーツ課・中央公民館・図書館	文化、スポーツ、レクリエーション活動等への親子での参加の機会を創出し、男性の育児参加を促進する。	・感染症等の影響に左右されることなく、親子で参加できる文化、スポーツプログラムを実施する。 ・親子で参加できる文化、スポーツプログラムを年1回以上実施。 ・さまざまな情報発信ツールを活用し、子育て支援講座への男性参加率を向上させる。 ・おはなし会において、男性職員も読み聞かせを行う。また、読み聞かせ入門講座への男性の参加を促進する。このことで、父親による読み聞かせの大切さを浸透させる。	・感染症等の影響に左右されることなく、親子で参加できる文化、スポーツプログラムを実施する。 ・親子で参加できる文化、スポーツプログラムを年1回以上実施。 ・さまざまな情報発信ツールを活用し、子育て支援講座への男性参加率を向上させる。 ・おはなし会において、男性職員も読み聞かせを行う。また、読み聞かせ入門講座への男性の参加を促進する。このことで、父親による読み聞かせの大切さを浸透させる。	・感染症等の影響に左右されることなく、親子で参加できる文化、スポーツプログラムを実施する。 ・親子で参加できる文化、スポーツプログラムを年1回以上実施。 ・さまざまな情報発信ツールを活用し、子育て支援講座への男性参加率を向上させる。 ・おはなし会において、男性職員も読み聞かせを行う。また、読み聞かせ入門講座への男性の参加を促進する。このことで、父親による読み聞かせの大切さを浸透させる。	・感染症等の影響に左右されることなく、親子で参加できる文化、スポーツプログラムを実施する。 ・親子で参加できる文化、スポーツプログラムを年1回以上実施。 ・さまざまな情報発信ツールを活用し、子育て支援講座への男性参加率を向上させる。 ・おはなし会において、男性職員も読み聞かせを行う。また、読み聞かせ入門講座への男性の参加を促進する。このことで、父親による読み聞かせの大切さを浸透させる。	・プログラムを通じて、父親はもちろん、両親揃って子育てに携わる時間を増やし、育児参加への意欲を高める。 ・男性の育児参加への意識が高まっている。 ・おはなし会において、男性職員も読み聞かせを行う。また、読み聞かせ入門講座への男性の参加を促進する。このことで、父親による読み聞かせの大切さを浸透させる。	4.0				
40	男女がともに育児や介護を担う意識づくりのための啓発と情報提供	高齢福祉課・子家セン・平和と人権課	男女がともに育児や介護を担う意識づくりのための啓発、情報提供を行う。	・セミナーの開催等、啓発や情報提供により、男女がともに介護を担う意識を高める。 ・パンフレット等の配布により、介護保険制度と各種サービスに対する理解が深まり、高齢者とその家族・介護者にかかる負担の軽減、またその負担を均等に担う姿勢づくりを進める。 ・子育てひろば等での男女がともに参加できるイベントの開催 ・男性向けの育児に関する情報提供(ほけっとなど、冊子等) ・随時情報提供を行う。	・セミナーの開催等、啓発や情報提供により、男女がともに介護を担う意識を高める。 ・パンフレット等の配布により、介護保険制度と各種サービスに対する理解が深まり、高齢者とその家族・介護者にかかる負担の軽減、またその負担を均等に担う姿勢づくりを進める。 ・子育てひろば等での男女がともに参加できるイベントの開催 ・男性向けの育児に関する情報提供(ほけっとなど、冊子等) ・随時情報提供を行う。	・セミナーの開催等、啓発や情報提供により、男女がともに介護を担う意識を高める。 ・パンフレット等の配布により、介護保険制度と各種サービスに対する理解が深まり、高齢者とその家族・介護者にかかる負担の軽減、またその負担を均等に担う姿勢づくりを進める。 ・子育てひろば等での男女がともに参加できるイベントの開催 ・男性向けの育児に関する情報提供(ほけっとなど、冊子等) ・随時情報提供を行う。	・セミナーの開催等、啓発や情報提供により、男女がともに介護を担う意識を高める。 ・パンフレット等の配布により、介護保険制度と各種サービスに対する理解が深まり、高齢者とその家族・介護者にかかる負担の軽減、またその負担を均等に担う姿勢づくりを進める。 ・子育てひろば等での男女がともに参加できるイベントの開催 ・男性向けの育児に関する情報提供(ほけっとなど、冊子等) ・随時情報提供を行う。	・男女がともに介護を担う意識が高まっている。 ・介護保険制度と各種サービスに対する理解が深まり、高齢者とその家族・介護者にかかる負担の軽減、またその負担を均等に担う姿勢づくりが進められている。 ・子育てひろば等での男女がともに参加できるイベントの開催 ・男性向けの育児に関する情報提供(ほけっとなど、冊子等) ・随時情報提供により、男女がともに介護を担う意識が高まっている。	4.3				

Ⅲ-2-1	家庭における男女の役割分担意識の改善	担当課	中央公民館・図書館・文化スポーツ課・保育課・子家セン・平和と人権課
-------	--------------------	-----	-----------------------------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
37	子ども家庭支援センター 保健コース、医師講話コースは、新型コロナウイルスの感染拡大防止を考慮し、オンラインで実施した。コロナ禍での在宅ワークの増加が影響してか、配偶者の目標参加者数を概ね達成できた。	子ども家庭支援センター 対面型の沐浴コースでは、感染状況から数回は1名の参加としたため、参加者数が伸びなかった。	子ども家庭支援センター オンラインから対面型へ戻した時の参加者数
	子ども家庭支援センター 休日に子育てひろばで父親向け企画を実施。父親が中心となって立ち上げた子育てサークルが発足した。	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター
38	保育課 運動会や発表会、卒園式などは、日程などを工夫して父親の参加も目立った	保育課 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数を制限する必要性から、各家庭一名の参加とする行事もあった。また、感染者発生により、やむを得ず平日の実施となった行事もある。	保育課 一人親家庭への配慮
	文化スポーツ課 (文化)七生緑小学校合唱団によるミニコンサートを実施した。市民会館自主事業でふれあいこどもまつり他、親子向け文化プログラムを実施した。伝統文化親子教室の実施の事務支援をした。(スポーツ)親子で楽しめるイベントとして、スポーツではブルーバリーウォーキング、スポーツ体験会グラウンドゴルフを実施した。	文化スポーツ課 (スポーツ)コロナの影響で、スポーツレクリエーションフェスティバルの実施及び市民プール開設が2年連続で中止となった。	文化スポーツ課 withコロナ、アフターコロナにおける感染拡大防止を踏まえた子育て世代向けのスポーツ・文化の新たな事業実施モデルの構築
39	中央公民館 日野市の自然環境を活用した田んぼの学校を開校いたしました。年間の作業を通して作物を育てることの大変さや、食物のありがたみを改めて知ることができました。コロナ禍のもと対面方式による講座のほかオンラインでも参加できる講座を実施いたしました。	中央公民館 コロナ禍のため、対面方式の事業や講座では参加人数を制限しての開催となり、希望者全員が参加することができなかった。	中央公民館 親子で参加できるプログラムがあることをアピールして今後の事業を盛り上げていく。
	図書館 全館で実施したおはなし会103回中、男性職員が読み聞かせを実施した回数は14回であった。これは、全おはなし会の12%の回数である。	図書館	図書館 男性の読み聞かせ回数をまずは20%程度に増やすことを目標とする。
40	子ども家庭支援センター 父親向け育児情報誌「THE DAD TIMES in Hino city」を作成し、男女が共に育児を担う意識づくりの啓発を行った。	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター
	高齢福祉課 パンフレット等の配布により、介護保険制度と各種サービスに対する理解の向上に努めた	高齢福祉課	高齢福祉課 高齢者とその家族・介護者にかかる負担の軽減、負担均等に担う態勢づくり
	平和と人権課 内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を図った。	平和と人権課	平和と人権課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.1
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



Ⅲ-2-2	貧困の防止と生活困窮者への支援	担当課	庶務課・セーフティ・子育て課・産業振興課・平和と人権課
-------	-----------------	-----	-----------------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>【新規】
 施策の方向性 2 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス

◇ 就労や生活困窮、生活の不安などに対し、生活相談や経済的な支援を実施します。また将来、貧困による生活の困難に直面することを防ぐため、職業訓練等の就労支援についての情報提供や啓発を行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
41	生活相談の実施	セーフティ	就労や生活困窮、生活の不安などに対し生活相談を実施する。	丁寧な聞き取りを行い、個々の複合的な課題を把握し、状況に応じて関係する支援機関に繋ぐ等、包括的に支援をする	・福祉の初期総合相談窓口について周知していく。 ・生活困窮者の相談をさめ細かく聞き取り、生活困窮者自立支援法に基づく各事業など必要な支援に早期に繋げていく	・福祉の初期総合相談窓口について周知していく。 ・生活困窮者の相談をさめ細かく聞き取り、生活困窮者自立支援法に基づく各事業など必要な支援に早期に繋げていく	・福祉の初期総合相談窓口について周知していく。 ・生活困窮者の相談をさめ細かく聞き取り、生活困窮者自立支援法に基づく各事業など必要な支援に早期に繋げていく	セーフティネットワークセンターと各関係機関との連携体制を整備され、生活に困り事を抱える方への相談・支援が適切に実施されていること。	4.0					
42	経済支援の実施	子育て課・庶務課	貧困の世代連鎖を防ぐため、家庭の経済状況により子どもが進学の機会や学力・意欲の差が生じることがないように経済的な支援を行う。	・適正な手当支給・医療助成・就学援助及び奨学金に関する各制度の周知と適正な支給の継続 (※「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」に基づく)	・適正な手当支給(児童手当制度変更あり)・医療助成(高校生医療助成の検討) ・就学援助及び奨学金に関する各制度の周知と適正な支給の継続	・適正な手当支給・医療助成・就学援助及び奨学金に関する各制度の周知と適正な支給の継続	・適正な手当支給・医療助成・就学援助及び奨学金に関する各制度の周知と適正な支給の継続	・各手当・医療費助成について、必要性の高い支援の充実をはかる。 ・各制度の周知と適正な支給が継続されている	4.5					
43	就業及び職業キャリアの形成に向けた情報提供	産業振興課・平和と人権課	仕事に就くための、また非正規・臨時雇用から正規雇用や希望の職業へステップアップするための情報提供を行う。	・随時情報提供・ハローワークと連携し、適宜専門部署への案内をする。 ・情報提供またはセミナー開催 1回/年	・随時情報提供・ハローワークと連携し、適宜専門部署への案内をする。 ・情報提供またはセミナー開催 1回/年	・随時情報提供・ハローワークと連携し、適宜専門部署への案内をする。 ・情報提供またはセミナー開催 1回/年	・随時情報提供・ハローワークと連携し、適宜専門部署への案内をする。 ・情報提供またはセミナー開催 1回/年	・キャリア形成に関する情報が適切に提供され、労働に関する相談ができています。 ・情報提供により、正規雇用、希望の職業へのステップアップが進んでいる。	4.5					

Ⅲ-2-2	貧困の防止と生活困窮者への支援	担当課	庶務課・セーフティ・子育て課・産業振興課・平和と人権課
-------	-----------------	-----	-----------------------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
41	セーフティネットコールセンター ・福祉の初期総合相談窓口として10,099件の相談対応を実施。個々の複合的な課題を把握し、状況に応じて関係する支援機関に繋ぐ等、包括的に支援をすることができた。 ・相談窓口に繋がった生活困窮者を、関係機関と連携し、包括的な支援を行うために、生活困窮者自立相談支援調整会議の定例会を令和4年1月に開催し、潜在的困窮者(疑いがある者含め)を早期に窓口に残り、連携体制の強化を確認した。また、個別のケース会議を必要に応じ、随時開催した。 ・生活困窮者の自立相談窓口のチラシを、市内ミニバスやスーパーなどにも配架した。	セーフティネットコールセンター	セーフティネットコールセンター 相談体制の強化を図ること(※相談員の増員等必要)
	子育て課 手当・医療助成ともに対象児童へ実施	子育て課 電子申請の拡大により、申請手続きを簡素化すること	子育て課 高校生医療助成・所得制限
42	庶務課 HPと広報ひのに加え、LINEでの周知を行い、幅広い世帯への制度周知を行った。 就学援助のお知らせ・申請書について、中国語、英語、韓国語の三か国語に翻訳したものを用意し、幅広い世帯に対応できるようにした。	庶務課	庶務課
	産業振興課 東京都労働相談情報センターと共催で労働セミナーを実施 3回	産業振興課 ハローワーク、専門部署の両方と連動した動き	産業振興課 ハローワーク、専門部署との関係強化
43	平和と人権課 東京しごとセンター多摩共催事業としてR4.3.7に「女性のための再就職支援セミナー＆個別相談会」を実施。 ハローワーク八王子マザーズコーナー共催事業としてR3.10.6～8と2.2～4で「仕事と子育てを両立したい方のためのパソコン講習」を2回実施。 ハローワーク八王子・八王子市共催事業として、R4.2.16に「日野・八王子しごとと子育て両立支援就職面接会」を実施。 内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を図った。	平和と人権課	平和と人権課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.3
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



Ⅲ-2-3 ★重点施策	子育て支援施策の充実	担当課	保育課・子育て課・子家セン・発達・教育支援課・障害福祉課
-------------	------------	-----	------------------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>【新規】
 施策の方向性 2 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス

◇ 男女がともに家庭生活と仕事などの社会生活を両立させ、就労により経済的に自立しさまざまな働き方・生き方を選択することができるよう、多様なニーズに対応した保育サービスを実施します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
44	待機児童の解消	保育課	保育ニーズの動向に併せた保育園の確保をする。	待機児童0人	待機児童0人	待機児童0人	待機児童0人	待機児童0人	2.0					
45	多様なニーズに対応した制度の充実	保育課・子育て課・子家セン	一時保育・ショートステイ・ワイルドステイを充実する。 延長保育、休日保育、病児・病後児保育を促進する。 学童クラブ、放課後子ども教室「ひのち」等の学齢期の放課後支援の充実を図る。	・一時保育検討委員会において子育て支援事業の適正配置を検討 ・学童クラブを希望する児童が入会できるような環境整備を図る。 ・地域子ども家庭支援センター多摩平での子育て支援事業の検証 ・公立保育園での一時保育事業実施に向け関係各課と協議 ・事業のPR(広報ひの、HP、ほけつとなび等)	・一時保育検討委員会において子育て支援事業の適正配置を検討 ・学童クラブを希望する児童が入会できるような環境整備を図る。 ・地域子ども家庭支援センター多摩平での子育て支援事業の検証 ・公立保育園での一時保育事業実施に向け関係各課と協議 ・事業のPR(広報ひの、HP、ほけつとなび等)	・一時保育検討委員会において子育て支援事業の適正配置を検討 ・学童クラブを希望する児童が入会できるような環境整備を図る。 ・障害のある児童の受入学年を拡大する。 ・地域子ども家庭支援センター多摩平での子育て支援事業の検証 ・公立保育園での一時保育事業実施に向け関係各課と協議 ・事業のPR(広報ひの、HP、ほけつとなび等)	・一時保育検討委員会において子育て支援事業の適正配置を検討 ・学童クラブを希望する児童が入会できるような環境整備を図る。 ・障害のある児童の受入学年を拡大する。 ・地域子ども家庭支援センター多摩平での子育て支援事業の検証 ・公立保育園での一時保育事業実施に向け関係各課と協議 ・事業のPR(広報ひの、HP、ほけつとなび等)	・一時保育検討委員会において子育て支援事業の適正配置を検討 ・内容が充実し、利用者の利便性も向上している。 ・地域子ども家庭支援センター多摩平での子育て支援事業の検証 ・公立保育園での一時保育事業実施に向け関係各課と協議 ・事業のPR(広報ひの、HP、ほけつとなび等)	4.3					
46	障害児に対する子育て支援(新規)	発達・教育支援課・障害福祉課	保育所等訪問支援などの相談事業の充実、放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児の支援等、年齢や特性に応じた適切な支援体制の整備を推進する。	・国が示す、障害児通所支援の在り方にある「インクルージョンの推進」等を注視しつつ、新規事業所開設相談の際には、市のニーズに沿った良質な事業所確保に向けて、都の事業所指定部署と連携していく。 ・医療的ケア児支援協議会を年2回開催し、支援関係機関の連携を図るとともに、医療的ケア児が地域生活を送る上での課題を抽出し、支援策を検討する。 ・在宅入浴サービスを児童にも拡大。	・国が示す、障害児通所支援の在り方にある「インクルージョンの推進」等を注視しつつ、新規事業所開設相談の際には、市のニーズに沿った良質な事業所確保に向けて、都の事業所指定部署と連携していく。 ・医療的ケア児支援協議会を年2回開催し、支援関係機関の連携を図るとともに、医療的ケア児が地域生活を送る上での課題を抽出し、支援策を検討する。	・国が示す、障害児通所支援の在り方にある「インクルージョンの推進」等を注視しつつ、新規事業所開設相談の際には、市のニーズに沿った良質な事業所確保に向けて、都の事業所指定部署と連携していく。 ・医療的ケア児支援協議会を年2回開催し、支援関係機関の連携を図るとともに、医療的ケア児が地域生活を送る上での課題を抽出し、支援策を検討する。	・国が示す、障害児通所支援の在り方にある「インクルージョンの推進」等を注視しつつ、新規事業所開設相談の際には、市のニーズに沿った良質な事業所確保に向けて、都の事業所指定部署と連携していく。 ・医療的ケア児支援協議会を年2回開催し、支援関係機関の連携を図るとともに、医療的ケア児が地域生活を送る上での課題を抽出し、支援策を検討する。	・障害児通所支援と保育所等で、障害の有無にかかわらず、一体的な子どもの支援が可能となっている。 ・支援関係機関の連携体制が構築され、医療的ケア児とその家族が必要とする支援につながりやすくなっている。	4.0					

Ⅲ-2-3 ★重点施策	子育て支援施策の充実	担当課	保育課・子育て課・子家セン・発達・教育支援課・障害福祉課
-------------	------------	-----	------------------------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
44	保育課 待機児童の減少(R2年度38人→R3年度35人)	保育課 待機児童0人の目標達成には至らなかった。	保育課 待機児童がいる一方で、定員に空きがある施設もあり、そのマッチングが課題
	保育課 病児・病後児保育施設が1園増加	保育課	保育課
45	子育て課 学童クラブの運営においては、延長育成時間の拡大を実施可能な施設を増やし、保護者ニーズに応えることできた。	子育て課	子育て課
	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター
	子育て情報アプリ「ほけつとなび」等で情報発信を実施した。		
46	発達・教育支援課 保育所等訪問支援利用実数は6人。2年度(5人)とほとんど変化ないが、新規利用者が多く利用経験者が増えた。また、利用者の所属園と連携を取ることができ、園に制度を知らせる機会にもなった。	発達・教育支援課 訪問先で支援方法を提案しても、園の環境や方針によっては出来ないこともあり、適切な支援体制に結びつかないこともあった。	発達・教育支援課 (良質な事業所の確保に向けて)保育所等訪問支援は、他の事業と比較すると、利用者1人に対して時間やコストがかかる。
	障害福祉課 事業所の新規開設時に、都の事業所指定部署とともに現地立ち合いを行った。 新規事業所開設の相談があった際に、市のニーズを伝えた。 医療的ケア児支援協議会を年2回開催し、支援関係機関の連携を図れた。 医療的ケア児の家族にアンケート調査を実施し、実態や課題、今後の取り組むべき事項について整理ができた。 在宅入浴サービスの年齢制限を廃止し、児童にも拡大できた。	障害福祉課	障害福祉課 市内で重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れられる事業所が足りていない。 アンケート調査の結果から、取り組む事項に優先度をつけ、実行していくこと。 引き続き日野市の医療的ケア児について、漏れなく把握していくこと。 医療的ケアに関するサービス内容をわかりやすく整理すること。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	3.4
4年度	
5年度	
6年度	
7年度	



本部評価委員 コメント

- ・待機児童数が減少しているため、引き続き今後の保育需要を注視しつつ、待機児童の解消に向けて取り組んでいただきたい。
- ・多様なニーズへの対応として、病児、病後児保育の増加や学童クラブの柔軟な対応は、働きながら子育てを行っている若い世代を中心とした親たちにもアピールができる親のニーズに合った施策であり、評価できる。
- ・保育所等訪問支援のサービス自体は、サービス提供者側にコストがかかるものの、ニーズはなくなるものではないので、障害児支援として大切に継続実施していただきたい。
- ・事業所数自体が少ないという問題があるため、支援関係機関同士の連携強化は重要である。在宅入浴サービスの年齢制限撤廃は多様なニーズへの対応力強化としても評価したい。重症心身障害児や医療的ケア児への支援体制の強化や維持に向けて、引き続き取り組んでいただきたい。
- ・保育ニーズは幼児教育無償化により今までと変化が生まれてきている。この点も考慮し、有効な保育体制の構築に今後も取り組んでいただきたい。

5.施策の評価(市民評価)

市民評価委員 コメント

- ・(No.44)待機児童については、隠れ待機児童という存在も視野に入れ、「隠れ」が「隠れ」ではなく把握できる数値となるような取り組みをしていただければと考える。
- ・(No.45)病児・病後児保育の施設が増えたことを評価する。今後も増加の取り組みを続けて欲しい。
- ・(No.44)「今後の課題」にて「空きのある施設とのマッチングが必要」とありますが、保護者の立場からすると利用者の導線上に良い施設があることが望ましいのだと思います。その意味では、子育て世代の住んでいる地域と主要駅と保育園との位置関係を把握し、適切な場所に開園することが望ましいです。
- ・(No.44)「待機児童の解消」事業に対して数値目標0人のみが掲げられているため、どのような方法で目標達成を目指しているのか分からないと思います。
- ・障害児サービス、保育サービス問わず人材確保の難しさを感じる。ニーズを満たしていくことも踏まえてサービス維持の為に人材確保の現状について実態の把握を実施することを求める。
- ・病児保育については評価できる。ただし訪問事業については有効性について評価する仕組みがあるのか、より具体的な事例とともにその意識の差を埋めていく取り組みも同時に行う必要を感じる。
- ・障害福祉課の実施は大いに評価できると感じる。ただし事業者任せに任せただけでは進まない段階もあることを考えた上で、様々な面でのサポート体制を構築していかないと今後のサービス展開の難しさを感じる。
- ・保育ニーズの多様化にうまく対応できていないだろうか。課題として、待機児童と空き施設の問題が挙げられているが、それをうまく解決していただきたい。

Ⅲ-2-4	ひとり親家庭への支援	担当課	子育て課・セーフティ
-------	------------	-----	------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>【新規】
 施策の方向性 2 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス

◇ 生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭が安定した生活を営むことができるよう、これから離婚を考えている方や、実質ひとり親の方も含め相談体制の充実、情報提供、子育てのための時間の確保、子どもの状況に配慮したホームヘルパーの派遣や経済的支援など自立に向けたサポートを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
47	ひとり親家庭への相談体制の充実	セーフティ	母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図る。	相談者の複合的な課題を把握し、必要な場合は関連機関へ丁寧に繋ぐとともに、活用できる資源を紹介し、包括的に世帯の自立を支援していく。	相談者の複合的な課題を把握し、必要な場合は関連機関へ丁寧に繋ぐとともに、活用できる資源を紹介し、包括的に世帯の自立を支援していく。	相談者の複合的な課題を把握し、必要な場合は関連機関へ丁寧に繋ぐとともに、活用できる資源を紹介し、包括的に世帯の自立を支援していく。	相談者の複合的な課題を把握し、必要な場合は関連機関へ丁寧に繋ぐとともに、活用できる資源を紹介し、包括的に世帯の自立を支援していく。	研修等の受講により母子・父子自立支援員の質の向上を図り、相談者の問題の把握とそれに対するきめ細やかな支援が実施されている。	5.0					
48	ひとり親家庭への情報提供	セーフティ	「ひとり親家庭のしおり」、「セミナー」などによる情報提供の充実を図る。	・相談者へ必要な資源及び関連機関の紹介を行うとともに、様々なツールを活用し市民入制度の情報提供を行うしていく。	・「ひとり親家庭のしおり」の改訂に向けた準備をおこなう。 ・セミナーを年2回開催	・「ひとり親家庭のしおり」改訂 ひとり親の支援制度利用者の体験談を入れたものを検討 ・セミナーを年2回開催	・改訂した「ひとり親家庭のしおり」を関係機関へ配付し、関連機関へ最新の制度の周知を図る ・セミナーを年2回開催	ひとり親家庭への支援に必要な情報提供が、適切に実施されている。	4.0					
49	ひとり親家庭の生活・自立支援	セーフティ・子育て課	ひとり親家庭への生活支援(ホームヘルパー派遣、経済的支援)及び、ひとり親家庭が自立するための資金の貸付、給付事業、就労支援事業を実施する。	・進路先の決定する8月に土曜及び夜間の相談窓口を開設し、働いているひとり親の就学資金貸付相談の機会の充実を図る。 ・高校生のいるひとり親家庭への家賃助成の実施 ・自立に繋がる資格取得等自立訓練の給付事業の周知の見直しを図る。 ・(子育て課)ホームヘルパー派遣 国・都基準の適正な派遣を実施。相談業務で必要性の聞き取りを充実させる。	・進路先の決定する8月に土曜及び夜間の相談窓口を開設し、働いているひとり親の就学資金貸付相談の機会の充実を図る。 ・高校生のいるひとり親家庭への家賃助成の実施 ・自立に繋がる資格取得等自立訓練の給付事業の周知を図る。 ・(子育て課)ホームヘルパー派遣 国・都基準の適正な派遣を実施。相談業務で必要性の聞き取りを充実させる。	・進路先の決定する8月に土曜及び夜間の相談窓口を開設し、働いているひとり親の就学資金貸付相談の機会の充実を図る。 ・高校生のいるひとり親家庭への家賃助成の実施 ・自立に繋がる資格取得等自立訓練の給付事業の周知を図る。 ・(子育て課)ホームヘルパー派遣 国・都基準の適正な派遣を実施。相談業務で必要性の聞き取りを充実させる。	・進路先の決定する8月に土曜及び夜間の相談窓口を開設し、働いているひとり親の就学資金貸付相談の機会の充実を図る。 ・高校生のいるひとり親家庭への家賃助成の実施 ・自立に繋がる資格取得等自立訓練の給付事業の周知を図る。 ・(子育て課)ホームヘルパー派遣 国・都基準の適正な派遣を実施。相談業務で必要性の聞き取りを充実させる。	・ひとり親に対するホームヘルプ等の社会資源が、必要な方に適切に提供されている。 ・(子育て課)ホームヘルパー派遣について、年齢要件で派遣基準外となる家庭への総合的な支援を他課と連携させる。	4.0					

Ⅲ-2-4	ひとり親家庭への支援	担当課	子育て課・セーフティ
-------	------------	-----	------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	
47	セーフティネットコールセンター 離婚相談の中で同行が必要なケースは、弁護士相談に同行し、相談の趣旨説明のフォローを行うなど、手続きや交渉が苦手な方へ丁寧に法的手続きに繋ぐよう努めた。	セーフティネットコールセンター 令和3年度はコロナの影響で、26市婦人相談員連絡会がほぼ中止となり、他市の相談員との情報交換の機会が無かった。	セーフティネットコールセンター 人手不足で、新しい制度への取組が出来ていない。
	セーフティネットコールセンター ・引き続き「ひとり親家庭のしおり」を各関係機関窓口にて配付。 ・ひとり親支援セミナーを2回実施。「離婚後の子どもの心育て」、「離婚前後のマネープラン」について学び、各回とも定員一杯の参加者を得た。	セーフティネットコールセンター	セーフティネットコールセンター
49	セーフティネットコールセンター ・ひとり親家庭で貸付を希望される方へ、他の給付型奨学金、学費の減免制度等の案内も含め説明し、貸付を行った。また、条件的に当課の貸付が受けられなかった方へ、他の奨学金・貸付の制度を含め案内を行い、必要な場合は他機関へ連絡し引継ぎを行った。 ・就労の相談を受けた中で、資格取得に興味のある方へ、自立訓練の給付事業の説明を行った。	セーフティネットコールセンター ・通常業務が多忙で、自立に繋がる資格取得等自立訓練の給付事業の周知の見直しが出来ていない。	セーフティネットコールセンター
	子育て課 要件に該当する方へ派遣計画により実施	子育て課 派遣ヘルパーの確保	子育て課 市内事業者の閉所により、人材確保が課題。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.3
4年度	
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



Ⅲ-2-5	障害者・高齢者・介護者への支援【新規】	担当課	障害福祉課・高齢福祉課・産業振興課
-------	---------------------	-----	-------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>【新規】
 施策の方向性 2 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス

◇ 家族介護者の負担を軽減するために、介護保険以外サービスを含めた多様な介護サービスや地域で支え合う仕組みづくりを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
50	差別解消に向けた事業者等への啓発(新規)	障害福祉課	障害のあるなしにかかわらず日常生活及び社会生活を送ることができるよう、市民や事業者の障害理解を深める周知及び啓発事業を実施、それらを通して地域に働きかけ共生社会の実現を目指す。	・障害者週間でのパネル展の実施 ・広報ひの特集号の発行 ・合理的配慮助成金を活用した事業所の意識啓発	・障害者週間でのパネル展の実施 ・広報ひの特集号の発行 ・合理的配慮助成金を活用した事業所の意識啓発	・障害者週間でのパネル展の実施 ・広報ひの特集号の発行 ・合理的配慮助成金を活用した事業所の意識啓発	・障害者週間でのパネル展の実施 ・広報ひの特集号の発行 ・合理的配慮助成金を活用した事業所の意識啓発	・「①日野市障害者差別解消推進条例」や「②不当な差別的取り扱いの禁止」、「③合理的配慮の提供」の認知度が上がっている	①よく知っている:50% ②知っていた:50% ③知っていた:50% ※市民意識調査の結果(令和2年度) ①よく知っている:4% ②知っていた:9% ③知っていた:6%	4.0				
51	高齢者就労支援の推進(新規)	高齢福祉課・産業振興課	高齢であっても働く意欲がある高齢者に対し、仕事を提供することを目的としてシルバー人材センターの活動を支援する。	・従来の入会説明会とは別に、女性だけを対象とした説明会を開催し、会員数の増並びに高齢女性活躍の場の提供を促進する。 ・随時情報提供 ・しごとセンターやハローワークと連携し、シニアのキャリアプランに関するセミナーを1回/年実施する。	・従来の入会説明会とは別に、女性だけを対象とした説明会を開催し、会員数の増並びに高齢女性活躍の場の提供を促進する。 ・随時情報提供 ・しごとセンターやハローワークと連携し、シニアのキャリアプランに関するセミナーを1回/年実施する。	・従来の入会説明会とは別に、女性だけを対象とした説明会を開催し、会員数の増並びに高齢女性活躍の場の提供を促進する。 ・随時情報提供 ・しごとセンターやハローワークと連携し、シニアのキャリアプランに関するセミナーを1回/年実施する。	・従来の入会説明会とは別に、女性だけを対象とした説明会を開催し、会員数の増並びに高齢女性活躍の場の提供を促進する。 ・随時情報提供 ・しごとセンターやハローワークと連携し、シニアのキャリアプランに関するセミナーを1回/年実施する。	・女性会員が増加し女性の活躍推進が進んでいる。 ・シニアのキャリアプランに関して、情報提供ができています。	4.0					
52	多様な介護サービス、介護保険外サービスの実施	高齢福祉課	多様な介護サービス、介護保険外サービスを実施し、介護者の負担軽減を図るためのレスパイトケア※事業を充実していく。 また、介護サービスの安定的な提供に不可欠な介護人材確保を重要課題として推進していく。 地域包括支援センターとの連携を強化する。 認知症カフェ等の支援を充実させる。 ※ レスパイトは休息、息抜きの意味、障害児(者)を持つ家族に対して、日頃の介護による心身の疲れを回復させるため、一時的に一定の期間、介護から解放する援助をいいます。	・認知症対応型共同生活介護事業所の新設(1事業所) ・市主催介護人材事業による新規雇用創出(15人) ・地域包括支援センターと連携し、認知症カフェや家族介護者交流会の普及、チームオレンジの設置を進める。	・市主催介護人材事業による新規雇用創出(15人) ・地域包括支援センターと連携し、認知症カフェや家族介護者交流会の普及、チームオレンジの設置を進める。	・市主催介護人材事業による新規雇用創出(15人) ・地域包括支援センターと連携し、認知症カフェや家族介護者交流会の普及、チームオレンジの設置を進める。	・市主催介護人材事業による新規雇用創出(15人) ・地域包括支援センターと連携し、認知症カフェや家族介護者交流会の普及、チームオレンジの設置を進める。	・認知症対応型共同生活介護事業所の新設(2事業所) 市主催介護人材事業による新規雇用創出(60人) ・認知症カフェや家族介護者交流会の普及、チームオレンジの設置が進んでいる。	4.0					

Ⅲ-2-5	障害者・高齢者・介護者への支援【新規】	担当課	障害福祉課・高齢福祉課・産業振興課
-------	---------------------	-----	-------------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
50	障害福祉課 障害者週間においては市役所本庁舎及びイオンモール多摩平の森にて差別解消推進条例の趣旨や障害理解を伝える啓発パネル展示などを行った。 広報ひの12月号にて障害理解に関する特集号記事を作成し、多くの市民に対して障害者差別解消に関する啓発を行った。 市商工会などを通して市内事業者に対して合理的配慮助成金の制度を周知し、点字メニューの作成や段差解消工事など令和3年度の実績として助成件数4件を達成した。	障害福祉課 合理的配慮助成金について、前年度より実績件数が少なかった。	障害福祉課 市民や市内事業者に対して障害者差別解消推進条例の存在や趣旨の周知がまだまだ行き届いていない。
	高齢福祉課 女性を対象にした入会説明会は年4回実施した。	高齢福祉課 コロナ禍の影響もあり就業の機会が伸び悩み、結果シルバー人材センターの会員増にはならなかった。	高齢福祉課 女性活躍の場の提供を継続
51	産業振興課 シニア生涯ワーキングセミナーの実施	産業振興課 女性だけを対象とした説明会等の取組の実施	産業振興課 女性向けのコンテンツの実施
	高齢福祉課 介護人材雇用創出事業で、13人の人材を確保し就職につなげられた。	高齢福祉課	高齢福祉課 就職した者の定着

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



Ⅲ-3-1 ★重点施策	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ	担当課	産業振興課・平和と人権課
-------------	-----------------------------	-----	--------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>【新規】
 施策の方向性 3 働く場におけるワーク・ライフ・バランス

- ◇ 男女がともに、仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発などのさまざまな生活を両立できている社会の実現と健康で豊かな生活のための時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスに対する社会的気運を醸成する啓発を行います。
- ◇ 企業・事業所におけるワーク・ライフ・バランスが促進されるよう、意識啓発や関連情報の提供、取組事例の紹介などを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
53	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	平和と人権課・産業振興課	事業所に対し、情報誌などにより生産性の向上、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度等に関する意識啓発を行う。	・労務制度に関する情報について、有効な手段を構築する。 ・随時情報提供を行う。	・SDGsの推進により、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行う取組を実施 2回/年 ・随時情報提供を行う。	・SDGsの推進により、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行う取組を実施 2回/年 ・随時情報提供を行う。	・SDGsの推進により、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行う取組を実施 2回/年 ・随時情報提供を行う。	・ワーク・ライフ・バランスに対する認識が高まった事業所が増えている。	3.5					
54	ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介	平和と人権課・産業振興課	ワーク・ライフ・バランスを推進している優良企業・事業所の基準を作成し、取組について市ホームページなどで紹介する。	・随時情報提供・平和と人権課と連携し、年1件以上の取り組み紹介を行う。 ・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・随時情報提供・平和と人権課と連携し、年1件以上の取り組み紹介を行う。 ・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・随時情報提供・平和と人権課と連携し、年1件以上の取り組み紹介を行う。 ・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・随時情報提供・平和と人権課と連携し、年1件以上の取り組み紹介を行う。 ・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・紹介された好事例を参考に、ワーク・ライフ・バランスを推進した事業所が増えている。	4.0					
55	ワーク・ライフ・バランス推進のための事業及び助成制度に関する情報提供	平和と人権課・産業振興課	事業所に対してワーク・ライフ・バランス推進のための事業及び助成制度に関する情報提供を行う。	・ワーク・ライフ・バランスに関する情報を企業訪問・メーリングリスト等で年1回以上情報提供する。 ・随時情報提供を行う。	・市内事業者に対しワーク・ライフ・バランスに関する情報を年1回以上実施する。 ・随時情報提供を行う。	・市内事業者に対しワーク・ライフ・バランスに関する情報を年2回以上実施する。 ・随時情報提供を行う。	・市内事業者に対しワーク・ライフ・バランスに関する情報を年3回以上実施する。 ・随時情報提供を行う。	・ワーク・ライフ・バランス推進のための事業に参加したり、助成制度を利用する事業所が増えている。	3.5					

Ⅲ-3-1 ★重点施策	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ	担当課	産業振興課・平和と人権課
-------------	-----------------------------	-----	--------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
53	産業振興課 有効な手段の構築について検討を行った。 厚生労働省や東京都労働相談情報センターから提供されたチラシやパンフレットの配架を実施。	産業振興課 構築した手段による情報提供の実施	産業振興課 意識啓発を行う方法の検討
	平和と人権課 東京都産業労働局や内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。	平和と人権課	平和と人権課
54	産業振興課 平和と人権課へのワークライフバランス推進企業の紹介	産業振興課 市内優良企業についての情報収集	産業振興課 優良企業をどうピックアップしていくか。
	平和と人権課 明星大学・実践女子大学と連携し企業等(2企業、1自治体)に対してワークライフバランスに関するインタビュー調査を実施した。調査内容は広報やホームページ、男女平等推進センター情報誌「ふらっとだより」に掲載し、情報提供と啓発を行った。	平和と人権課	平和と人権課 ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の基準等の作成。
55	産業振興課 東京都労働相談情報センターとの共催セミナーを周知	産業振興課 情報発信方法の充実	産業振興課
	平和と人権課 東京都産業労働局や内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。	平和と人権課	平和と人権課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	3.7
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



本部評価委員 コメント

- ・行政機関も含め雇用側である企業側の姿勢が重要なので、ワークライフバランスの改善につながる情報提供などは積極的かつ、効率的に行えるように関係機関と連携しながら検討していただきたい。
- ・ワーク・ライフ・バランスの実践は行政側だけでは実現が難しい。市内中小企業などを中心とした企業側に、取り組みやすいところからでも積極的に取り組んでいもらえるように、啓発する手段を検討していただきたい。
- ・地域の大学などと産官学連携し、ワークライフバランスに関するインタビュー記事を紹介できたのは評価している。今後紹介に向けての基準の作成に向けた検討も進めていただきたい。
- ・ワーク・ライフ・バランスとひとことで言っても、様々な施策がある。誰でもできる身近な取り組み等は、企業だけでなく市民向けにも広く周知をしていただきたい。
- ・コロナ禍を経て在宅勤務者なども増えているので、セミナー等については、企業側の参加しやすい手段や展開方法を意識して事業展開をお願いしたい。

5.施策の評価(市民評価)

市民評価委員 コメント

- ・(No.53)チラシやパンフレット、リーフレットを「配架」したとあるが、どこに配架したのか、また配架の効果(フィードバックなど)はあったのか、もう少し情報がないと評価するのは難しい。配架しただけで終わりにしないでいただきたい。
- ・(No.54)大学や企業との連携は評価できる。今後、インタビュー調査を受け入れてくれる企業数を増やすことで、市内事業者の意識を変えることができるのではないかと。
- ・(No.53)3年度目標の「労務制度に関する情報について、有効な手段を構築する。」について、達成状況は「検討を行った」が「構築した手段による情報提供の実施」はできておらず、「意識啓発を行う方法の検討」が今後の課題と書かれており、達成状況は不十分だと思います
- ・(No.54,55)市内優良企業以外に、市外(他の自治体)で優良な取組を行っている中小企業に関しても情報収集を行い、市内事業者へ情報提供するのがよいと思います。リモートワークやDX技術の進歩で以前よりワーク・ライフ・バランスに取り組むしやすい環境にあると思います。
- ・中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの実現はハードルが高いと思うので、中小企業の経営者向けに実現可能な取り組みを提案するようなセミナーや研修を企画してみてもどうか。参加する時間がないという方向向けには、オンラインで参加出来る等がありがたいと考える。
- ・ワークライフバランスに関する情報収集ができたことは評価ができます。他方で、上記の本部評価委員からのコメントにもありますが、行政側の情報収集・発信だけでは限界があります。実際にワークライフバランスの実現に際して困難にあっている人の救済窓口を設置するなどが求められます。
- ・ワークライフバランスの推奨は徹底したコンプライアンスの順守でしか達成は難しいと考える。すべての企業は実施したいと考えているはずだが、なぜ進まないのか実態の調査が必要ではないだろうか

Ⅲ-3-2	雇用における男女平等参画の推進	担当課	産業振興課・市長公室・平和と人権課
-------	-----------------	-----	-------------------

1. 第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>【新規】
 施策の方向性 3 働く場におけるワーク・ライフ・バランス

◇ 女性が就労を継続できるよう母体の保護や健康管理の理解も含め、労働基準法や男女雇用機会均等法などの普及、労働に関する相談や情報提供をします。

2. 各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5: 大いに達成できた 4: やや達成できた 3: どちらともいえない 2: やや達成できなかった 1: 達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標					計画終了時の目標					達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
56	雇用における男女平等推進のための情報提供と啓発	平和と人権課・産業振興課	事業所、労働相談情報センターと連携し、雇用における男女平等を推進するための情報提供、講座を実施する。また、感染症等社会情勢下においても女性労働者が不利益を被らないよう雇用主に啓発を行う。(母性健康管理を含む男女雇用機会均等法、女性活躍推進法などの法制度、労働者派遣法、パートタイム労働法など)	・労働情報センターとセミナーを年3回開催。 ・随時情報的教を行う。	・労働情報センターとセミナーを年3回開催。 ・随時情報的教を行う。	・労働情報センターとセミナーを年3回開催。 ・随時情報的教を行う。	・労働情報センターとセミナーを年3回開催。 ・随時情報的教を行う。	・労働情報センターとセミナーを年3回開催。 ・随時情報的教を行う。	・雇用における情報提供や講座の情報提供が提供されている。	労働情報センターとセミナーを年3回開催。	4.0							
57	労働に関する相談と情報提供	平和と人権課・産業振興課・市長公室	労働相談情報センターと連携を図り、労働に関する相談や情報提供を行う。	・関連部署への労働相談情報センターからのチラシやポスターの掲示による情報提供及び啓発活動。 ・労働相談事業の継続及び周知 ・随時情報的教を行う。	・東京都労働相談情報センターの提供するチラシやポスターを関連部署と連携して掲出・配架する。 ・労働相談事業の継続及び周知 ・随時情報的教を行う。	・東京都労働相談情報センターの提供するチラシやポスターを関連部署と連携して掲出・配架する。 ・労働相談事業の継続及び周知 ・随時情報的教を行う。	・東京都労働相談情報センターの提供するチラシやポスターを関連部署と連携して掲出・配架する。 ・労働相談事業の継続及び周知 ・随時情報的教を行う。	・雇用に関する情報が適切に提供され、労働に関する相談ができています。 ・労働に関する相談が継続されている。			4.0							

3. 達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
56	産業振興課	産業振興課	産業振興課
	労働相談情報センター共催セミナーの開催 3回	雇用主に対するの意識啓発	情報提供のツール不足
	平和と人権課	平和と人権課	平和と人権課
	東京都産業労働局や内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。		
57	産業振興課	産業振興課	産業振興課
	ポスターの掲出、チラシの配架		情報提供のツール不足
	平和と人権課	平和と人権課	平和と人権課
	「女性相談」を実施した。(実績:毎週火曜日(夜間)・水曜日(全115日、411コマ)女性相談件数:230件(内、「仕事」7件))		相談窓口の周知
	東京都産業労働局や内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。		
市長公室	市長公室	市長公室	
	社会保険労務士による労働相談の継続実施。相談内容に応じて、法律相談や労働相談情報センターの紹介。		利用率の向上及び周知

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	
5年度	#DIV/0!
6年度	
7年度	#DIV/0!



Ⅲ-3-3	事業所等における意思決定過程への女性参画促進	担当課	平和と人権課
-------	------------------------	-----	--------

1. 第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>【新規】
 施策の 3 働く場におけるワーク・ライフ・バランス
 方向性

◇ 事業所等における意思決定過程への女性の参画推進のために、女性を意思決定の場に多数参加させるなどのポジティブ・アクション※を進めている事業所を紹介し、その導入を促します。
 ※ ポジティブ・アクション
 さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参加する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくことをいいます。

2. 各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
58	事業所等における意思決定過程への女性の参画推進に関する情報収集・提供	平和と人権課	事業所に対し、女性活躍推進法等に関する情報提供を行う。また、女性が意思決定の場に多数参加するなど、ポジティブ・アクションを推進している事業所に関する情報収集や提供を行う。	随時情報提供を行う。	随時情報提供を行う。	随時情報提供を行う。	随時情報提供を行う。	事業所等における意思決定過程への女性参画が進んでいる。	4.0					

<達成状況の評価>

5: 大いに達成できた 4: やや達成できた 3: どちらともいえない 2: やや達成できなかった 1: 達成できなかった

3. 達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
58	平和と人権課 内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を図った。	平和と人権課	平和と人権課

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



Ⅲ-4-1	子育てや介護を地域で支える仕組みづくり	担当課	子育て課・保育課・健康課・高齢福祉課・子家セン
-------	---------------------	-----	-------------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>【新規】
 施策の方向性 4 地域におけるワーク・ライフ・バランス

◇ 介護者や子育て中の親がワンオペ育児※などで孤立することがないよう、身近な地域で介護・子育てに関する情報を得たり、相談や交流ができるような地域の拠点を充実します。また地域で支え合う体制をつくるために、介護・子育ての支援ができる地域人材を育成し活用を図ります。
 ※ ワンオペ育児
 配偶者や親族等の協力を受けることができず、一人で家事・育児をこなさなければならない状況のこと。ワンオペレーションの略。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標					計画終了時の目標					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
59	子育てや介護を地域で支える拠点の充実	子育て課・高齢福祉課	身近な地域で子育てや介護に関する情報を取得でき、また相談ができるように、児童館、学童クラブの職員に対して子育てに関する研修を行う。また家族介助者が交流を通じて、介護に関するさまざまな問題や悩みを共有できる想いの場を設置し支援を行う。	・児童館、学童クラブ職員のスキルと専門性のアップを図るため職員研修の充実を図る。 ・地域包括支援センター職員に対し、介護者支援に関する研修(認知症対応力向上研修等)を実施する。	・児童館、学童クラブ職員のスキルと専門性のアップを図るため職員研修の充実を図り、実施する。 ・地域包括支援センター職員に対し、介護者支援に関する研修(認知症対応力向上研修等)を実施する。	・児童館、学童クラブ職員のスキルと専門性のアップを図るため職員研修の充実を図り、実施する。 ・地域包括支援センター職員に対し、介護者支援に関する研修(認知症対応力向上研修等)を実施する。	・引き続き、職員研修の充実を図る実施するとともに(仮称)子ども包括支援センターとの連携を図る。 ・地域包括支援センター職員に対し、介護者支援に関する研修(認知症対応力向上研修等)を実施する。	・地域を支える児童館・学童クラブのうちのさらなる連携と充実を図られ、より身近な拠点になっている。 ・地域包括支援センターの介護者支援力が向上している。	3.5					
60	地域の人材を活用した子育て・介護支援	高齢福祉課・子家セン	子育てを地域で支えるため、子育てを支える地域の人材を発掘・育成し、その活用を図る。ファミリー・サポート・センター事業※のサービスタ提供体制を充実させる。また、認知症カフェの充実を図る。 子育ての手助けが必要な方と、子育ての手助けが出来るが、お互いに助け合いながら地域で子育てをすすめる相互援助活動の仕組みを図る。	・認知症カフェの普及及び医療連携型認知症カフェとの連携強化を図る。 ・事業のPRを行い、支援協力員の増を図る。 ・子育てパートナー事業で育成された支援スタッフの活用を進める。	・認知症カフェの普及及び医療連携型認知症カフェとの連携強化を図る。 ・事業のPRを行い、支援協力員の増を図る。 ・子育てパートナー事業で育成された支援スタッフの活用を進める。	・認知症カフェの普及及び医療連携型認知症カフェとの連携強化を図る。 ・事業のPRを行い、支援協力員の増を図る。 ・子育てパートナー事業で育成された支援スタッフの活用を進める。	・認知症カフェの普及及び医療連携型認知症カフェとの連携強化を図る。 ・事業のPRを行い、支援協力員の増を図る。 ・子育てパートナー事業で育成された支援スタッフの活用を進める。	・認知症カフェ及び医療連携型認知症カフェの内容が充実している。 ・事業のPRを行い、支援協力員の増を図る。 ・子育てパートナー事業で育成された支援スタッフの活用を進める。	4.0					
61	子育て・介護情報の提供	子育て課・保育課・健康課(←高齢福祉課・子家セン)	若い世代が活用するツールを利用し、効果的に保育サービスや子育て相談等に関する情報発信を行い、ダブルケア※やヤングケアラー※への支援を行う。 ※ ダブルケアラー・ヤングケアラー 親や祖父母などの介護を担う子育て中の人、または子どもや若者のこと。	・児童館のツイッターを活用し、保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・広報やHPを活用して保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・地域包括支援センターが発行する包括便りや包括公式LINEにて介護情報等の情報配信を行う。また、家族介護者交流会にて情報提供を行う。 ・子育て情報アプリ「ほけっとなび」の掲載内容の充実 ・妊婦面接時等での「ほけっとなび」アプリの周知	・児童館のツイッターを活用し、保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・広報やHPを活用して保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・地域包括支援センターが発行する包括便りや包括公式LINEにて介護情報等の情報配信を行う。また、家族介護者交流会にて情報提供を行う。 ・子育て情報アプリ「ほけっとなび」の掲載内容の充実 ・妊婦面接時等での「ほけっとなび」アプリの周知	・児童館のツイッターを活用し、保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・広報やHPを活用して保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・地域包括支援センターが発行する包括便りや包括公式LINEにて介護情報等の情報配信を行う。また、家族介護者交流会にて情報提供を行う。 ・子育て情報アプリ「ほけっとなび」の掲載内容の充実 ・妊婦面接時等での「ほけっとなび」アプリの周知	・児童館のツイッターを活用し、保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・広報やHPを活用して保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・地域包括支援センターが発行する包括便りや包括公式LINEにて介護情報等の情報配信を行う。また、家族介護者交流会にて情報提供を行う。 ・子育て情報アプリ「ほけっとなび」の掲載内容の充実 ・妊婦面接時等での「ほけっとなび」アプリの周知	・子育て情報が継続的に提供されている。 ・保育サービスや子育て情報が継続的に提供されている。 ・介護情報を必要としている方に介護情報が届いている。 ・子育て情報アプリ「ほけっとなび」の掲載内容の充実 ・妊婦面接時等での「ほけっとなび」アプリの周知	4.5					

Ⅲ-4-1	子育てや介護を地域で支える仕組みづくり	担当課	子育て課・保育課・健康課・高齢福祉課・子家セン
-------	---------------------	-----	-------------------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
59	子育て課 子ども達の放課後等の居場所は児童館・学童クラブ・ひのっちの3つの事業で支えることで、保護者(児童)は放課後等の居場所を選択でき、なおかつ、増加する学童クラブを必要とする児童全員を受け入れることができた。このことは3つの事業の連携とそれぞれの充実の表れと考える。 コロナ禍においても感染対策を固めた上で事業を継続し、居場所の提供や相談事業を実施した。	子育て課 学童クラブの施設状況は学校により大きく異なり、一人あたりの育成面積等の育成環境が厳しい状況となっている施設もある。このような育成環境の改善が図れていない面がある。	子育て課 利用希望者が増加している学童クラブの施設整備と人材確保。「ひのっちの安定的な運営」及び「なつひの」拡充のための人材確保。児童館に対するニーズの変化への対応。さらなる感染対策を図るための実施方法の検討
	高齢福祉課 地域包括支援センターの職員に研修の参加を促し、新人職員複数名が参加することにより、認知症対応力を身に付けることができた。	高齢福祉課 なし	高齢福祉課 なし
	高齢福祉課 医療連携型認知症カフェの認知症認定看護師がオンラインで地域の認知症カフェに参加し、専門的なアドバイスを行うことができた。	高齢福祉課 なし	高齢福祉課 コロナ収束後、対面での参加を進める。
60	子ども家庭支援センター コロナ禍ではあるが、乳幼児健診通知に案内を同封するなど、ファミリー・サポート・センター事業の周知に努めた。カフェセミハウスにて子育てパートナーの活動する子育てひろばを開始した。	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター
	子育て課 児童館の情報をTwitterやLINEで発信するなどSNSを活用し、周知を行った。	子育て課	子育て課
61	高齢福祉課 9包括にて包括公式LINEを作成し、定期的に健康や介護情報等の配信を行った。 コロナ禍のなかでも家族介護者交流会を実施し、継続的に介護者を支援した。	高齢福祉課 なし	高齢福祉課 なし
	子ども家庭支援センター 予約システムの導入により、コロナ下でも安心して子育てひろばの利用ができるようになった。また、妊婦面接でも同様のシステムで予約できるよう整え、さらに「ほけつとなび」の周知につながった。	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター
	保育課 保育施設情報や次年度保育所申込などの情報を広報や知っ得ハンドブックといった紙媒体だけでなく、子育て情報アプリ「ほけつとなび」を活用して周知した。	保育課	保育課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



Ⅲ-4-2	地域における意思決定過程への男女双方の参画の推進	担当課	平和と人権課・全庁
-------	--------------------------	-----	-----------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>【新規】
- 施策の方向性 4 地域におけるワーク・ライフ・バランス

◇ 男女双方の意見を反映し、身近な暮らしの場である地域の力を高め持続可能なものとするため、意思決定段階への女性の参画を推進します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標					計画終了時の目標		達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
62	あらゆる分野の意思決定における男女双方の参画の啓発	平和と人権課・全庁	青年会議所や商工会等との連携を強化し、地域活性化の思いのある事業者のプラットフォームをつくるなど、まちづくり、地域経済の活性化などあらゆる分野の意思決定段階への男女双方の参画を働きかける。女性が能力を発揮し、あらゆる分野の意思決定段階へ参画できるように、男女双方の視点の重要性について啓発及び情報提供する。	適切な啓発及び情報提供を行う。	適切な啓発及び情報提供を行う。	適切な啓発及び情報提供を行う。	適切な啓発及び情報提供を行う。	啓発により、地域におけるあらゆる分野の意思決定段階への男女双方の参画が推進されている。	4.0						

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
62	<p>平和と人権課</p> <p>委員会、審議会等への女性委員登用状況調査を行い、その結果を庁内掲示板や事務報告にて周知し、各部署における委員会等設置の際には、女性委員登用を積極的にを行うことを呼びかけた。(女性を含む委員会の数 R2 88.0% R3 86.7%)</p> <p>また、男女平等参画パネル展等にてジェンダーギャップ指数における日本の順位(2020年121位/153カ国)が政治分野で特に数値が低いことを示し、併せて日野市議会議員における女性議員割合推移について幅広く市民に周知した。</p>	平和と人権課	平和と人権課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



Ⅲ-4-3	男性高齢者の社会参加の促進	担当課	高齢福祉課
-------	---------------	-----	-------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>【新規】
 施策の方向性 4 地域におけるワーク・ライフ・バランス
 ◇ 男性高齢者の閉じこもりを防止し、健康づくり事業への参加を促進します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
63	男性高齢者の閉じこもり防止促進	高齢福祉課	高齢者の実態把握調査として、「はつらつ・あんしん調査」を実施し、調査結果から定年退職した後、役割を担う場やボランティアの紹介など地域活動に自然に参画できるような事業展開をはかってゆく。	はつらつ・あんしん調査結果を活用し、見守り支援ネットワーク事業の見守り推進員や第2層協議体等の地域活動への参画を促す。	はつらつ・あんしん調査結果を活用し、見守り支援ネットワーク事業の見守り推進員や第2層協議体等の地域活動への参画を促す。	はつらつ・あんしん調査結果を活用し、見守り支援ネットワーク事業の見守り推進員や第2層協議体等の地域活動への参画を促す。	はつらつ・あんしん調査結果を活用し、見守り支援ネットワーク事業の見守り推進員や第2層協議体等の地域活動への参画を促す。	見守り推進員や第2層協議体等の地域活動に参加する仕組みができています。	4.0					
64	男性高齢者の健康づくり事業への参加促進	高齢福祉課	日野市老人クラブ連合会等とも連携し、健康づくり事業を展開していく。	男性高齢者の交流の場、健康増進の場となる事業の実施を日野市老人クラブ連合会に働きかけ、広く会員以外の男性高齢者の参加の機会を設け、社会参加を促す。	男性高齢者の交流の場、健康増進の場となる事業の実施を日野市老人クラブ連合会に働きかけ、広く会員以外の男性高齢者の参加の機会を設け、社会参加を促す。	男性高齢者の交流の場、健康増進の場となる事業の実施を日野市老人クラブ連合会に働きかけ、広く会員以外の男性高齢者の参加の機会を設け、社会参加を促す。	男性高齢者の交流の場、健康増進の場となる事業の実施を日野市老人クラブ連合会に働きかけ、広く会員以外の男性高齢者の参加の機会を設け、社会参加を促す。	男性高齢者の健康づくり事業への参加状況に応じて男性の参加を促す周知がされている。	4.0					

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
63	高齢福祉課 調査結果を活用し、見守り推進員へ登録への働きかけを行った。地域活動への参加を促し、市民に地域課題の検討の場に参加していただくことができた。	高齢福祉課	見守り推進員の登録推進
64	高齢福祉課 感染対策に最大限の注意を払い、各種スポーツ大会を実施できた。	高齢福祉課 新型コロナウイルスの再拡大の時期と重なり、レクダンス講習会・手作り品講習会は開催できなかった。	高齢福祉課 会議等のオンライン化

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



Ⅲ-5-1	防災対策における男女平等参画推進	担当課	防災安全課・平和と人権課
-------	------------------	-----	--------------

1. 第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>【新規】
 施策の方向性 5 さまざまな立場から考える防災体制の確立

◇ 防災分野の意思決定段階への女性の参画を拡大するため、男女平等の視点にたった地域防災リーダー育成のための取組を行います。災害用備蓄品の準備など日頃の防災対策にさまざまな視点を活かし、災害時には多様なニーズを把握した避難所運営ができるよう準備をします。

2. 各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5: 大いに達成できた 4: やや達成できた 3: どちらともいえない 2: やや達成できなかった 1: 達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
65	防災分野の意思決定への女性の参画拡大	防災安全課・平和と人権課	防災会議委員に女性を積極的に登用する。また自主防災組織等における男女平等の視点に立った地域防災リーダーの裾野を広げるための講座を実施。防災対策や避難所運営に男女双方の視点が活かされるように、避難所運営組織の女性の参画を推進する。	・地域防災計画の改定にあたり、防災会議に女性委員の登用を行う。 ・防災安全課との連携を検討し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点を啓発する。	・地域防災計画の改定にあたり、防災会議に女性委員の登用を行う。 ・防災安全課との連携を検討し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点を啓発する。	・地域防災計画の改定にあたり、防災会議に女性委員の登用を行う。 ・防災安全課との連携を検討し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点を啓発する。	・地域防災計画の改定にあたり、防災会議に女性委員の登用を行う。 ・防災安全課との連携を検討し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点を啓発する。	・防災会議における女性委員の登用。 ・女性の視点や女性リーダーの育成に関する講座の定期的な実施体制の構築。 ・防災について多様な視点の重要性と女性や性的マイノリティへの理解などが進む。	2.5					

3. 達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
65	防災安全課	防災安全課	防災安全課
	地域防災計画修正のための防災会議に女性委員を登用し、会議を行った。(委員27人中8名)	女性防災リーダー育成に特化した事業が行えなかった。	女性防災リーダー育成のための講座等を実施する。
	平和と人権課	平和と人権課	平和と人権課
	女性防災リーダーの育成について防災安全課と連携できないか検討をした。	女性防災リーダー育成の講座の実施。	今の体制下で女性防災リーダーの育成の事業を維持していく方法を検討。

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	2.5
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



Ⅲ-5-2	多様な視点を取り入れた防災対策の推進【新規】	担当課	防災安全課・平和と人権課
-------	------------------------	-----	--------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でもに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>【新規】
 施策の方向性 5 さまざまな立場から考える防災体制の確立

◇ 避難所等では多様なニーズに対応できるよう、多言語での情報提供や障害者、高齢者、性的マイノリティなど特別な配慮を要する人にも使いやすい施設整備等を検討します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
66	女性の視点や障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等へ配慮した取組(新規)	防災安全課・平和と人権課	・指定避難所等に、女性の視点や障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等に配慮した災害用備蓄及び施設の充実を図る。	・地域防災計画の改定にあたり、避難所における男女双方の視点及び性的マイノリティへの配慮の記載を行う。 ・防災安全課と連携し、外国人向け防災パンフレットの作成に取り掛かる。 ・防災安全課との連携を検討し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点の重要性を啓発する。	・パーテーション等の要配慮者向け物品の備蓄を行っていく。その他、生理用品等の備蓄を行う。 ・防災パンフレットを市民窓口で配布し、防災時の対応を周知する。 ・防災安全課との連携し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点の重要性を啓発する。	・パーテーション等の要配慮者向け物品の備蓄を行っていく。その他、生理用品等の備蓄を行う。 ・防災パンフレットを市民窓口で配布し、防災時の対応を周知する。 ・防災安全課との連携し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点の重要性を啓発する。	・パーテーション等の要配慮者向け物品の備蓄を行っていく。その他、生理用品等の備蓄を行う。 ・防災パンフレットを市民窓口で配布し、防災時の対応を周知する。 ・防災安全課との連携し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点の重要性を啓発する。	・パーテーション、生理用品等の要配慮者向け物品の備蓄を全指定避難所に配備する。 ・防災パンフレットを市民窓口で配布し、防災時の対応を周知する。 ・防災について多様な視点の重要性と女性や性的マイノリティへの理解などが進む。	4.0					

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
66	防災安全課 地域防災計画の修正にあたり、避難所における男女双方の視点及び性的マイノリティへの配慮の記載を行った。 国際交流協会と連携し、外国人向け防災パンフレットの作成の打ち合わせを行った。	防災安全課 女性防災リーダー育成に特化した講座等ができなかった。	防災安全課 女性防災リーダー育成のための講座等を実施する。
	平和と人権課 防災安全課、日野市国際交流協会と防災冊子作成についての会議を数回実施。冊子作成のため自治体国際化協会の助成金を申請し、決定が下りたため、来年度以降冊子の内容や言語数などを検討していく。 女性防災リーダーの育成について防災安全課と連携できないか検討をした。	平和と人権課 女性防災リーダー育成の講座の実施	平和と人権課 冊子の内容や、実際に作成した冊子をどのように外国人へ届けるか周知方法の検討。 今の体制下で女性防災リーダーの育成の事業を維持していく方法を検討。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



IV-1-1	委員会などにおける男女比率の適正化の推進	担当課	平和と人権課・全庁
--------	----------------------	-----	-----------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 IV 男女平等参画の推進体制づくり

施策の方向性 1 行政の政策決定過程における女性の参画促進

◇ 女性が政策決定の場に参加する機会を増やすため、女性委員がいない審議会・委員会などをなくします。実施時間の短縮や保育の確保など女性が参加しやすい環境を整える配慮をし、女性委員の割合が40%以上となるよう推進していきます。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
67	審議会・委員会における女性委員登用率の向上	平和と人権課・全庁	男女の比率について片方の性に偏りが生じないように配慮しつつ、さらなる女性委員の参画を促進する。	各部署の管理する委員等の女性委員登用率上昇になるよう呼びかけを行う。	各部署の管理する委員等の女性委員登用率上昇になるよう呼びかけを行う。	各部署の管理する委員等の女性委員登用率上昇になるよう呼びかけを行う。	各部署の管理する委員等の女性委員登用率上昇になるよう呼びかけを行う。	各部署の管理する委員等の女性委員登用率上昇する。	3.0					
68	女性が参加しやすい環境整備	平和と人権課・全庁	女性が参加できるよう、保育の確保や介護中の方への配慮をする。	講演会、講習会、研修など実施する際には保育体制などを準備するようにする。	講演会、講習会、研修など実施する際には保育体制などを準備するようにする。	講演会、講習会、研修など実施する際には保育体制などを準備するようにする。	講演会、講習会、研修など実施する際には保育体制などを準備するようにする。	講演会、講習会、研修など実施する際には保育体制などを準備するようにする。	5.0					

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
67	平和と人権課 R3の審議会・委員会等における男女比率は31.5%で30%以上を維持することができた。(R2 33.4%) 男女平等行動計画における担当課の目標設定の際には、各部署へ向けて、各委員会の委員更新時に男女比率が目標に近づくよう呼びかけを行った。	平和と人権課	引き続き、女性登用率が上昇するよう各部署へ呼びかけ。
68	平和と人権課 保育協力員制度の活用により配慮することができた。(保育協力員実績実績:女性相談事業 1件) 理学療法士が教えるカラダケア講座実施の際にはNPO法人市民サポートセンター日野へ保育謝礼を支払うことにより、0歳児の保育も実施することができた(0歳児4件、1歳児以上4件)	平和と人権課	

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



IV-2-1	市民・事業者等との連携	担当課	平和と人権課
--------	-------------	-----	--------

1. 第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 IV 男女平等参画の推進体制づくり
 施策の 2 市民との連携による男女平等参画の推進
 方向性

◇ 市民が参加しやすい講座やイベントの開催、市民のニーズを的確に把握した情報提供ができるよう、ジェンダーの視点を持つ市民団体などと協働した取組を行います。また、活動団体の状況を把握し、その活動を支援します。

2. 各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標					計画終了時の目標	達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
69	男女平等参画の視点を持った市民団体・事業者等との協働事業の実施	平和と人権課	男女平等推進センター登録団体との連携などにより、講座・イベント等を実施する。	男女平等参画の視点を持って、市民団体などと連携をして講座、講演等を実施する	男女平等参画の視点を持って、市民団体などと連携をして講座、講演等を実施する	男女平等参画の視点を持って、市民団体などと連携をして講座、講演等を実施する	男女平等参画の視点を持って、市民団体などと連携をして講座、講演等を実施する	男女平等参画の視点を持って、市民団体などと連携をして講座、講演等を実施する	4.0					
70	市民団体等への男女平等参画に関する学習機会と交流の場の提供	平和と人権課	男女平等推進センターフォーラム等により、学習機会や交流の場を提供する。	男女平等推進センターフォーラムの実施	男女平等推進センターフォーラムの実施	男女平等推進センターフォーラムの実施	男女平等推進センターフォーラムの実施	男女平等推進センターフォーラムの実施	5.0					

3. 達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
69	平和と人権課 DV土曜講座「傷ついた心の回復をめざす講座～トラウマと向き合う自分だけの時間」を実施し、被害者の心の回復のための支援を行った(偶数月第3土曜日全6回実施述べ45名参加)。	平和と人権課 登録団体「NPO法人日野市レクリエーション協会」と「楽しもう！レクリエーション」を共催する予定だったが、新型コロナウイルスの影響により中止となった。	平和と人権課
70	平和と人権課 男女平等推進センターフォーラム(R3.6.19)を開催し、スポーツとLGBTをテーマとした基調講演とセクシュアルマイノリティとその支援者へのワークショップを実施した。(参加者延べ32人)	平和と人権課	平和と人権課

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	4.5
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



IV-3-1	男女平等に関する職員研修の充実	担当課	職員課・平和と人権課
--------	-----------------	-----	------------

1. 第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 IV 男女平等参画の推進体制づくり
 施策の 3 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実
 方向性

◇ 男女平等社会の実現に向けた施策は、さまざまな分野におよぶ総合的なものであることを職員が認識し、事業の立案・実施をするよう職層・経験年数に応じた研修を行います。

2. 各事業の達成状況(担当課評価)

		年度ごとの目標					計画終了時の目標	達成状況					
No.	事業	担当課	内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
71	男女平等の理解を深める研修の実施	職員課・平和と人権課	職層ごとあるいは関連する内容に応じて研修を実施する。 新規採用の際は職員に研修を実施する。	・職員研修について平和と人権課と協議を行い、研修方法を検討する。 ・職員課に研修の実施を働きかける。	・職員研修について平和と人権課と協議を行い、研修方法を検討する。 ・職員課に研修の実施を働きかける。	・職員研修について平和と人権課と協議を行い、研修方法を検討・実施する。 ・職員課に研修の実施を働きかける。	・職員研修について平和と人権課と協議を行い、研修方法を検討・実施する。 ・職員課に研修の実施を働きかける。	・職員の理解を深めるため、定期的な研修を実施する。 ・職員が男女平等の意義や必要性について理解を深めている。	3.5				

<達成状況の評価>

5: 大いに達成できた 4: やや達成できた 3: どちらともいえない 2: やや達成できなかった 1: 達成できなかった

3. 達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
71	職員課	職員課	職員課
	平和と人権課で研修実施		パートナーシップ制度に向けて、職員の理解が深まるよう研修方法等の検討が必要。
	平和と人権課	平和と人権課	平和と人権課
	性的マイノリティに関する職員研修を実施した。(全職員対象。動画配信にて実施。3部構成のうち、第1回を令和3年度中に実施)		男女平等に関する研修の実施に関する職員課への働きかけ。

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	3.5
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!

IV-3-2	男女が対等に働く職場づくり	担当課	職員課
--------	---------------	-----	-----

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 IV 男女平等参画の推進体制づくり
 施策の 3 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実
 方向性

◇ 市役所も市内事業所のひとつとして、男女がともに積極的に政策決定過程に関わるよう意識の向上を進めます。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
72	昇任選考の受験促進	職員課	職員が昇任選考にチャレンジすることを奨励する。	昇任試験の受験者の分析を行い、性別にかかわらず昇任選考にチャレンジできる仕組みを検討する。	昇任試験の受験者の分析を行い、性別にかかわらず昇任選考にチャレンジできる仕組みを検討・実施する。	昇任試験の受験者の分析を行い、性別にかかわらず昇任選考にチャレンジできる仕組みを検討・実施する。	昇任試験の受験者の分析を行い、性別にかかわらず昇任選考にチャレンジできる仕組みを検討・実施する。	女性職員の昇任試験受験率の向上	女性職員の昇任試験受験率(一般行政職)管理職20%以上 係長職30%以上 主任職50%以上	5.0				
73	庁内のあらゆる分野における女性職員の活躍推進	職員課	女性職員の活躍推進に向けた学習機会等を提供する。	多様なポストへの女性職員の積極配置やジョブローテーションにより、性別にかかわらず活躍できる人材を育成する。	多様なポストへの女性職員の積極配置やジョブローテーションにより、性別にかかわらず活躍できる人材を育成する。	多様なポストへの女性職員の積極配置やジョブローテーションにより、性別にかかわらず活躍できる人材を育成する。	多様なポストへの女性職員の積極配置やジョブローテーションにより、性別にかかわらず活躍できる人材を育成する。	管理職に占める女性職員の割合	30%以上	5.0				

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
72	職員課 令和3年度昇任試験の受験者の分析を行い庁内に公表した。 女性職員の昇任試験受験率:主任職38.1%、係長職4.5%、管理職18.0%	職員課 特になし	職員課 女性職員の受験率向上
73	職員課 多様なポストへの女性職員の積極配置やジョブローテーションにより、性別にかかわらず活躍できる人材を育成。 管理職に占める女性職員の割合:26.3%(R3.4.1時点)	職員課	職員課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	5.0
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



IV-3-3	ハラスメント相談及び防止体制の充実	担当課	職員課
--------	-------------------	-----	-----

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 IV 男女平等参画の推進体制づくり

施策の方向性 3 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実

- ◇ 改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)に基づき、パワーハラスメントの防止策やその他さまざまなハラスメントなどに関する相談体制の充実や職員のワーク・ライフ・バランスを推進する取組を行います。
- ◇ さまざまなハラスメントを防止し男女がともに働きやすい職場とするため、苦情相談及び防止対策・苦情処理体制を充実します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
74	相談及び防止体制の充実	職員課	相談員の研修実施、外部相談窓口の活用により、相談体制を充実させる。アンケートの実施による実態把握、相談活動公表による活動の「見える化」を行う。	ハラスメント苦情相談員向け研修を実施。ハラスメントに関する職員向けアンケート調査を実施。	ハラスメント苦情相談員向け研修を実施。ハラスメントに関する職員向けアンケート調査を実施。	ハラスメント苦情相談員向け研修を実施。ハラスメントに関する職員向けアンケート調査を実施。	ハラスメント苦情相談員向け研修を実施。ハラスメントに関する職員向けアンケート調査を実施。	相談件数や内容等を可能な範囲で職員に公表し、意識啓発につなげる。 年1回以上	5.0				

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
74	R3.7.29苦情相談員向け研修実施 R3.6ストレスチェックに併せてハラスメントに関する職員向けアンケートを実施		相談員の相談スキル向上、周知徹底

4.施策の評価(本部評価)

3年度	5.0
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



IV-3-4	職場のワーク・ライフ・バランスの推進	担当課	職員課
--------	--------------------	-----	-----

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 IV 男女平等参画の推進体制づくり
 施策の 3 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実
 方向性

◇ 日野市特定事業主行動計画※を職員に周知し、仕事と家庭生活など仕事以外の生活を両立できる職場づくりを行います。

※ 特定事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」(平成15年)及び「女性活躍推進法」(平成28年)に基づく行動計画を一体的に策定するもので、国や地方公共団体などの特定事業主が、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう職場を挙げて支援する環境を整備するための計画。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
75	育児・介護がしやすい職場環境の整備	職員課	育児・介護に関する休暇制度を周知し、男女ともに育児休業や介護休暇を取得しやすいような環境を整える。特に男性の育児・介護等休暇取得を促進するため、特定事業主行動計画に基づき、所属長に向けた男性育児関連休暇に係る説明会の実施や情報提供の拡充を図る。	男性職員及び所属長向け、育児・介護関連休暇制度の情報提供	男性職員及び所属長向け、育児・介護関連休暇制度の説明会及び情報提供の実施	男性職員及び所属長向け、育児・介護関連休暇制度の説明会及び情報提供の実施	男性職員及び所属長向け、育児・介護関連休暇制度の説明会及び情報提供の実施	職員の育児休業取得率 育児・介護関連休暇制度の周知(年1回以上)	職員の育児休業取得率 男性60%以上 女性100%	4.0				
76	定時で業務が終了する職場づくり	職員課	働き方改革推進のため勤務時間インターバル制度の導入を検討するなど、仕事と仕事以外の生活の両立ができるよう、時間外勤務の削減を促す。	働き方改革推進に関するコンサルティング導入・働き方改革研修を実施する。	各部署の業務量調査を実施。適正な定員管理・人員配置を検討する。	各部署の業務量調査結果を踏まえた、適正な定員管理・人員配置を検討する。	各部署の業務量調査結果を踏まえた、適正な定員管理・人員配置を検討する。	常勤職員の平均超過勤務時間 月5時間以下		5.0				

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
75	R4.3.31 育児後職場復帰支援講座実施 R4.3.11 次世代ニュース第15号発行 休暇等申請マニュアルの掲示	職員課 介護関連休暇の個別周知はできなかった。	職員課 休暇制度の変更に合わせた周知。
76	R3.10～R4.3 コンサルタント委託による取組実施 R3.12 働き方改革に関する研修実施	職員課	職員課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.5
4年度	
5年度	#DIV/0!
6年度	
7年度	#DIV/0!



IV-4-1	男女平等推進センターの機能の充実	担当課	平和と人権課
--------	------------------	-----	--------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 IV 男女平等参画の推進体制づくり
 施策の 4 行政における男女平等参画の推進体制づくり
 方向性

- ◇ 男女平等推進センターの役割を明確にするため、機能・体制及び運営方法を総合的に見直します。さらに、市民・団体などとの協働による事業の実施や市民・団体の交流や自主的活動の拠点、男女平等社会の実現に向けたさまざまな情報発信の拠点としての取組を行います。
- ◇ 市民が苦情処理制度を活用しやすいよう、男女平等に関する相談を幅広く受ける相談窓口の設置と、その周知を図ります。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
77	男女平等推進に関する情報提供の充実	平和と人権課	情報誌(男女平等推進センターだより)を発行する。男女平等推進センターのホームページを活用し、情報提供を行うために内容を充実する。男女平等に関する国際規範・基準に関する情報提供を行う。市民貸出し用の男女平等推進センターの図書・視聴覚教材などの充実化を図る。	情報誌発行回数1回/年 情報発信回数2回以上/年 イベント・講座の実施案内・報告も併せて行う。 適切な図書等の選定及び購入をし、随時貸し出しを行う。	情報誌発行回数1回/年 情報発信回数2回以上/年 イベント・講座の実施案内・報告も併せて行う。 適切な図書等の選定及び購入をし、随時貸し出しを行う。	情報誌発行回数1回/年 情報発信回数2回以上/年 イベント・講座の実施案内・報告も併せて行う。 適切な図書等の選定及び購入をし、随時貸し出しを行う。	情報誌発行回数1回/年 情報発信回数2回以上/年 イベント・講座の実施案内・報告も併せて行う。 適切な図書等の選定及び購入をし、随時貸し出しを行う。	男女平等推進センターの役割について、市民にしっかり認知されている。	5.0					
78	苦情処理相談窓口の設置	平和と人権課	苦情処理制度を利用しやすいように、広く相談を受け、適切な相談や苦情処理制度につなげる男女平等相談窓口の設置と、その周知を図る。	苦情処理制度に関する市HPの掲載内容を精査する。	苦情処理制度に関する市HPの掲載内容を精査する。	苦情処理制度に関する市HPの掲載内容をわかりやすく更新する。	苦情処理制度に関する市HPの掲載内容の見直しを実施する。	苦情処理窓口が市民に周知されている。	3.0					

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
75	平和と人権課 男女平等センター情報誌「ふらっとだより」を発行した。 男女平等推進センター内図書コーナーの蔵書を増やした。 また、内閣府や東京都の情報をホームページ等で随時情報提供した。	平和と人権課	平和と人権課
76	平和と人権課 苦情処理相談窓口の在り方について、状況の確認及び整理を行った。	平和と人権課	苦情処理相談窓口の周知。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



IV-4-2	庁内推進体制の充実	担当課	平和と人権課
--------	-----------	-----	--------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 IV 男女平等参画の推進体制づくり
- 施策の 4 行政における男女平等参画の推進体制づくり
- 方向性

◇ 事業運営にあたっては、職員一人ひとりが男女平等参画の実現に向けた意識を持ち、効果的な施策推進を図ります。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
79	行政推進本部の運営(新規)	平和と人権課	日野市における男女平等に関する総合的な施策の積極的かつ効果的な推進を図る。	行政推進本部会議を実施する1回/年	行政推進本部会議を実施する1回/年	行政推進本部会議を実施する1回/年	行政推進本部会議を実施する1回/年	庁内で男女平等に関する施策について積極的かつ効果的な推進が図られている。	5.0					

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
79	平和と人権課 行政推進本部会議をR3.10.19とR4.2.9(書面開催)に実施し、「第二次男女平等行動計画」評価の総括、「第四次男女平等行動計画」の重点施策及び新規に取り組む施策やパートナーシップ制度等の策定状況等について報告を行い、男女平等施策に関して積極的かつ効果的な推進を図った。	平和と人権課	平和と人権課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	5.0
4年度	#DIV/0!
5年度	#DIV/0!
6年度	#NAME?
7年度	#DIV/0!



令和4年度日野市男女平等行動計画

本部評価報告書

＝令和3年度施策・事業を評価＝

令和4年(2022年) 10月

事務局 日野市企画部平和と人権課

〒191-0062 東京都日野市多摩平二丁目9番地

電話 042-584-2733

FAX 042-584-2748

Eメール danjyo@city.hino.lg.jp